

# リモートアクセスサービス契約約款

平成30年10月1日

KDDI株式会社

# 目 次

## 第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

## 第2章 リモートアクセスサービスの品目等

- 第4条 リモートアクセスサービスの品目等

## 第3章 リモートアクセスサービスの提供区間等

- 第5条 リモートアクセスサービスの提供区間等

## 第4章 リモートアクセス契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 リモートアクセス契約の申込みの方法
- 第8条 リモートアクセス契約の申込みの承諾
- 第9条 リモートアクセスサービスの品目等の変更
- 第10条 利用契約回線の移転
- 第11条 IPアドレスの数又は設定の変更等
- 第12条 利用契約回線と当社の電気通信回線との接続
- 第13条 リモートアクセスサービスの利用の一時中断
- 第14条 リモートアクセス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第15条 リモートアクセス契約者が行うリモートアクセス契約の解除
- 第15条の2 破産等によるリモートアクセス契約の解除
- 第16条 当社が行うリモートアクセス契約の解除
- 第17条 その他の契約内容の変更
- 第18条 その他の提供条件

## 第5章 付加機能

- 第19条 付加機能の提供
- 第20条 付加機能の利用の一時中断
- 第21条 付加機能の接続休止

## 第6章 利用中止等

- 第22条 リモートアクセスサービスの利用中止
- 第23条 リモートアクセスサービスの利用停止
- 第24条 リモートアクセスサービスの接続休止

## 第7章 通信

### 第1節 通信利用の制限等

第25条 通信利用の制限等

第26条 当社又は協定事業者の契約約款等による制約

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

第27条 料金及び工事に関する費用

### 第2節 料金等の支払義務

第28条 定額利用料の支払義務

第29条 工事費の支払義務

### 第3節 料金の計算方法等

第30条 料金の計算方法等

### 第4節 割増金及び延滞利息

第31条 割増金

第32条 延滞利息

### 第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

第33条 協定事業者に係る債権の譲受等

## 第9章 最低利用期間

第34条 最低利用期間

## 第10章 保守

第34条の2 リモートアクセス契約者の切分責任

第35条 修理又は復旧の順位

## 第11章 損害賠償

第36条 責任の制限

第37条 免責

## 第12章 雑則

- 第38条 承諾の限界
- 第39条 利用に係るリモートアクセス契約者の義務
- 第40条 リモートアクセス契約者の氏名等の通知
- 第41条 協定事業者からの通知
- 第42条 リモートアクセス契約者に係る情報の利用
- 第43条 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行
- 第44条 協定事業者によるリモートアクセスサービスに係る料金の回収代行
- 第45条 リモートアクセスサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧
- 第46条 法令に規定する事項
- 第47条 閲覧

## 第13章 附帯サービス

- 第48条 附帯サービス

### 別記

- 1 リモートアクセスサービスの提供区間
- 2 利用契約回線と接続ができる当社の電気通信回線に係る電気通信サービス
- 3 リモートアクセス契約者の地位の継承
- 4 リモートアクセス契約者の氏名等の変更
- 5 リモートアクセス契約者の禁止行為
- 6 当社の維持責任
- 7 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等
- 8 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
- 9 カスタマコントロールの提供
- 10 削除
- 10の2 支払証明書の発行
- 11 新聞社等の基準
- 12 リモートアクセスサービスに係る技術資料の項目

### 料金表

#### 通則

- 第1表 料金
- 第2表 工事費
- 第3表 附帯サービスに関する料金等

別表1 リモートアクセスサービス（LAN型のものに限り。）の伝送速度

別表2 削除

### 附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、このリモートアクセスサービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりリモートアクセスサービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、リモートアクセスサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 リモートアクセス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 リモートアクセスサービス	リモートアクセス網を使用して行う電気通信サービス
5 リモートアクセスサービス取扱所	リモートアクセスサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 リモートアクセス契約	当社からリモートアクセスサービスの提供を受けるための契約
7 リモートアクセス契約者	当社とリモートアクセス契約を締結している者

8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10～11 削除	削除
12 取扱所交換設備	電気通信回線を収容するためにリモートアクセスサービス取扱所に設置される交換設備
13 利用契約回線	取扱所交換設備と17欄の特定アクセスポイントとの間に設置される電気通信回線
14 WiMAX回線	当社のWiMAX通信サービス契約約款（以下「WiMAX約款」といいます。）に規定するWiMAX回線
15 au回線	当社又は沖縄セルラー電話株式会社のau(WIN)通信サービス契約約款又はau(LTE)通信サービス契約約款（以下あわせて「au約款」といいます。）に規定する契約者回線
15の2 auデュアル	au約款に規定するauデュアル又はUIMサービス
15の3 auパケット	au約款に規定するauパケット又はauモジュール（第3種auモジュールを除きます。）
15の4 LTEサービス	au約款に規定するLTEサービス
15の5 LTEモジュール	au約款に規定するLTEモジュール
16 アクセスポイント	リモートアクセスサービスを提供するためにリモートアクセスサービス取扱所に設置する電気通信設備
17 特定アクセスポイント	利用契約回線と当社の専用サービス、デジタルデータサービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信回線との接続点
18 ユーザID	リモートアクセス契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、当社がリモートアクセス契約に基づいて当該リモートアクセス契約者に割り当てるもの
19 パスワード	ユーザIDを認証するための英字及び数字の組み合わせであって、当該リモートアクセス契約者が当社に通知するもの
20 他社接続通信	相互接続点を介してリモートアクセス網と相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用して行う通信
21 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」といいます。）等によって割り当てられる組織を示す名称
22 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
23 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつ

	て、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
24 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 リモートアクセスサービスの品目等

(リモートアクセスサービスの品目等)

第4条 リモートアクセスサービスには、料金表第1表(料金)第1(基本利用料)に定める品目又は通信の態様による細目等があります。



### 第3章 リモートアクセスサービスの提供区間等

(リモートアクセスサービスの提供区間等)

第5条 リモートアクセスサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

## 第4章 リモートアクセス契約

(契約の単位)

第6条 当社は、利用契約回線1回線ごとに1のリモートアクセス契約を締結します。この場合において、リモートアクセス契約者は、1のリモートアクセス契約につき1人に限ります。

(リモートアクセス契約の申込みの方法)

第7条 リモートアクセス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

- (1) リモートアクセスサービスの品目等
- (2) 特定アクセスポイントの所在場所
- (3) その他リモートアクセス契約の申込みの内容を特定するための事項

2 前項各号に定めるもののほか、前項に定める申込みが次表に定めるリモートアクセスサービスに係るものであるときは、次表に定める契約申込書に記載いただく事項を前項に定める契約申込書に記載していただきます。

区 分		契約申込書に記載いただく事項
料金表第1表(料金)第1(基本利用料)に規定するタイプⅡのリモートアクセスサービス(以下「タイプⅡ」といいます。)		接続先ドメイン名、IPアドレスの数
料金表第1表(料金)第1(基本利用料)に規定するタイプⅦのリモートアクセスサービス(以下「タイプⅦ」といいます。)		接続先ドメイン名、IPアドレスの数
タイプⅧ(同第1に規定するタイプⅧのリモートアクセスサービスをいいます。以下同じとします。)	コースⅣ(同第1に規定するコースⅣのものをいいます。以下同じとします。)以外のもの	接続先ドメイン名、IPアドレスの数
	コースⅣのもの	接続先ドメイン名、IPアドレスの数 利用するユーザIDの上限数(以下「ユーザID利用上限数」といいます。)
備考		
1 ユーザID利用上限数は、10ユーザーID単位で指定していただきます。		
2 接続先ドメイン名の記載は、別記7に定めるドメイン名に関する申請手続きの代行等の請求を行うときは、契約申込書への記載を省略することができます。		

(リモートアクセス契約の申込みの承諾)

第8条 当社は、リモートアクセス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのリモートアクセス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったリモートアクセスサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

- (2) リモートアクセス契約の申込みをした者がリモートアクセスサービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) リモートアクセス契約の申込みをした者が第23条（リモートアクセスサービスの利用停止）の規定によりリモートアクセスサービスの利用を停止されているとき、又は当社が行うリモートアクセス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) リモートアクセス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (5) 第39条（利用に係るリモートアクセス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (6) この約款の規定に違反することとなるとき、その他リモートアクセスサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 前項の規定によるほか、当社は、そのリモートアクセス契約の申込みを承諾することによりこの約款の規定に反することとなる場合は、そのリモートアクセス契約の申込みを承諾しません。

（リモートアクセスサービスの品目等の変更）

第9条 リモートアクセス契約者は、リモートアクセスサービスの品目等の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用契約回線の移転）

第10条 リモートアクセス契約者は、利用契約回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（IPアドレスの数又は設定の変更等）

第11条 リモートアクセス契約者（タイプⅡ又はタイプⅧに係る者に限ります。）は、IPアドレスの数又はその設定の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、前条の規定に準じて取り扱います。

（利用契約回線と当社の電気通信回線との接続）

第12条 リモートアクセス契約者は、その利用契約回線と、当社が提供する別記2に定める電気通信サービスに係る電気通信回線（30日以内の利用期間を指定して当社から電気通信サービスの提供を受けるための契約に係るものを除きます。）との接続の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、第1項の請求を承諾したときは、リモートアクセス契約者から指定のあった特定アクセスポイントを介して、指定のあった利用契約回線と指定のあった電気通信サービスに係る電気通信回線との接続を行います。
- 4 前項の規定により接続を行う電気通信サービスの契約約款において、この約款に掲げることとされた通信料金は、料金表別表2のとおりとします。

(リモートアクセスサービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、リモートアクセスサービスの利用の一時中断（当該リモートアクセス契約に基づいて利用するリモートアクセスサービスに係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(リモートアクセス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第14条 リモートアクセス契約者がリモートアクセス契約に基づいてリモートアクセスサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(リモートアクセス契約者が行うリモートアクセス契約の解除)

第15条 リモートアクセス契約者は、リモートアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(破産等によるリモートアクセス契約の解除)

第15条の2 当社は、リモートアクセス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのリモートアクセス契約を解除することがあります。

(当社が行うリモートアクセス契約の解除)

第16条 当社は、第23条（リモートアクセスサービスの利用停止）の規定によりリモートアクセスサービスの利用を停止されたリモートアクセス契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのリモートアクセス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、リモートアクセス契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、リモートアクセスサービスの利用停止をしないでそのリモートアクセス契約を解除することがあります。
- 3 前2項に規定するもののほか、当社は、3料金月にわたり当社が請求すべき料金（タイプⅧに係るものに限ります。）がないときは、そのリモートアクセス契約者に係るリモートアクセス契約を解除します。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのリモートアクセス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをリモートアクセス契約者に通知します。

(その他の契約内容の変更)

第17条 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、第7条（リモートアクセス契約の申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第18条 リモートアクセス契約に係るその他の提供条件については、別記3及び4に定めるところによります。

## 第5章 付加機能

### (付加機能の提供)

第19条 当社は、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)において特段の定めがある場合を除き、リモートアクセス契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、次のいずれかに該当するときは、その付加機能を提供できないことがあります。

- (1) 付加機能の提供を請求したリモートアクセス契約者が、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に規定する付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したリモートアクセス契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されているとき、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したリモートアクセス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (4) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

### (付加機能の利用の一時中断)

第20条 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

ただし、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (付加機能の接続休止)

第21条 当社は、付加機能を提供しているリモートアクセスサービスの接続休止(第24条(リモートアクセスサービスの接続休止)第1項の接続休止をいいます。)があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は、前項の規定により付加機能の接続休止をするときは、第24条第2項及び第3項の規定に準じて取り扱います。

## 第6章 利用中止等

(リモートアクセスサービスの利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、リモートアクセスサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第25条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定によりリモートアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをリモートアクセス契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(リモートアクセスサービスの利用停止)

第23条 当社は、リモートアクセス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのリモートアクセスサービスに係る料金その他の債務(当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金(当社がリモートアクセスサービスに係る料金と料金月(1の暦月の起算日(当社がリモートアクセス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。))単位で一括して請求するものに限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのリモートアクセスサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者がそのリモートアクセスサービス又は当社と契約を締結している他のリモートアクセスサービスの利用において、第39条(利用に係るリモートアクセス契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (3) リモートアクセス契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス(他のリモートアクセスサービスを含みます。以下本条において同じとします。))又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務(その契約により支払いを要することとなったものをいいます。))について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、リモートアクセスサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、複数のリモートアクセス契約を締結しているリモートアクセス契約者が、そのいずれかのリモートアクセス契約において、第39条の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのリモートアクセス契約に係るリモートアクセスサービスの利用を停止することがあります。

3 当社は、前2項の規定によりリモートアクセスサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をリモートアクセス契約者に通知します。

ただし、第1項第2号又は前項の規定によりリモートアクセスサービスの利用停止をする場合であって、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

- 4 リモートアクセス契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下この条において同じとします。）について、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、そのリモートアクセス契約者の電子メールの転送を継続して行うことがリモートアクセスサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社は、そのリモートアクセス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

（リモートアクセスサービスの接続休止）

第24条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、リモートアクセス契約者がリモートアクセスサービスを全く利用することができなくなったときは、リモートアクセスサービスの接続休止（リモートアクセスサービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、そのリモートアクセスサービスについて、リモートアクセス契約者からリモートアクセスサービスの利用の一時中断又はリモートアクセス契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定によりリモートアクセスサービスの接続休止をするときは、あらかじめ、そのことをリモートアクセス契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのリモートアクセスサービスに係るリモートアクセス契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社は、そのことをリモートアクセス契約者にお知らせします。

## 第7章 通信

### 第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第25条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関にて利用されているリモートアクセスサービスであって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(当社又は協定事業者の契約約款等による制約)

第26条 リモートアクセス契約者は、当社又は協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により、リモートアクセスサービスに係る協定事業者の電気通信回線を使用し、又はリモートアクセスサービスと一体的に利用する当社の電気通信サービスを利用することができない場合においては、リモートアクセスサービスに係る通信を行うことはできません。



## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第27条 当社が提供するリモートアクセスサービスに係る料金は、基本利用料及び付加機能利用料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するリモートアクセスサービスに係る工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

### 第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第28条 リモートアクセス契約者は、この約款に特段の定めがある場合を除き、そのリモートアクセス契約に基づいて当社がリモートアクセスサービス又は付加機能の提供を開始した日から起算してリモートアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、当社が提供するリモートアクセスサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表第1表(料金)に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりリモートアクセスサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、リモートアクセス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、リモートアクセス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、リモートアクセス契約者は、次の場合を除いて、リモートアクセスサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 リモートアクセス契約者の責めによらない理由により、リモートアクセスサービスを全く利用できない状態(リモートアクセスサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄から4欄までに該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのリモートアクセスサービスを全く	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応

利用できない状態が生じたとき。	する定額利用料
3 利用契約回線の移転、相互接続点の所在場所の変更に伴って、リモートアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（リモートアクセス契約者の都合により、リモートアクセスサービスを利用しなかった場合であって、リモートアクセスサービスに係る電気通信設備等を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料
4 リモートアクセスサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応する定額利用料

3 第1項の期間において、他社接続通信を行うことができないため、リモートアクセスサービスを利用できない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

- (1) 協定事業者の定める契約約款等の規定による利用の一時中断、利用停止又は協定事業者との契約の解除その他リモートアクセス契約者に帰する理由により、他社接続通信を行うことができなくなった場合であっても、リモートアクセス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、リモートアクセス契約者は、次の場合を除いて、他社接続通信を行うことができないため、リモートアクセスサービスを全く利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 リモートアクセス契約者の責めによらない理由により、他社接続通信を全く行うことができない状態（全ての他社接続通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じたため、リモートアクセスサービスを全く利用できなくなった場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料
2 他社接続通信に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続通信を行うことができない状態が生じたため、当社のリモートアクセスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 第2項に定める利用の一時中断及び利用停止には、リモートアクセス網と相互に接

続する当社の他の電気通信サービスに係る契約約款に定めるものを含みます。

(工事費の支払義務)

第29条 リモートアクセス契約者(タイプⅧに係る者を除きます。以下この条において同じとします。)は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのリモートアクセス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 リモートアクセス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第30条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

### 第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第31条 リモートアクセス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第32条 リモートアクセス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第5節 協定事業者に係る債権の譲受等

(協定事業者に係る債権の譲受等)

第33条 協定事業者と電気通信サービスに係る契約を締結しているリモートアクセス契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた協定事業者の債権について、当社が譲り受け、請求することを承認していただきます。この場合、当

社及び協定事業者は、リモートアクセス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供するリモートアクセスサービスの料金とみなして取り扱います。

## 第9章 最低利用期間

(最低利用期間)

第34条 リモートアクセスサービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その契約に基づいて当社がリモートアクセスサービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

ただし、料金表通則に特段の定めがあるときは、その定めるところによります。

区 分	最 低 利 用 期 間
ア リモートアクセスサービス（次のものを除きます。） （ア）タイプⅡ（料金表第1表（料金）第1（基本利用料）に規定するエコノミークラスⅤのものに限ります。以下「タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）」といいます。） （イ）タイプⅧ	1年間
イ 削除	削除

3 リモートアクセス契約者は、前項の最低利用期間内にリモートアクセス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に規定する額を支払っていただきます。

## 第10章 保守

(リモートアクセス契約者の切分責任)

第34条の2 リモートアクセス契約者は、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、リモートアクセス契約者に係る電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、リモートアクセス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がリモートアクセス契約者に係る電気通信設備にあったときは、リモートアクセス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第25条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの （第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第11章 損害賠償

### (責任の制限)

第36条 当社は、リモートアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのリモートアクセスサービスが全く利用できない状態（当該リモートアクセス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該リモートアクセス契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 第1項の場合において、当社は、リモートアクセスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該リモートアクセスサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する定額利用料

(2) 料金表第1表（料金）に規定する定額利用料以外の料金（リモートアクセスサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均の料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社は、リモートアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1表（料金）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、リモートアクセスサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### (免責)

第37条 当社は、リモートアクセスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、リモートアクセス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により、リモートアクセス契約者に係る電気通信設備の改造又は変更等を要することとなった場合であっても、その改造又は変更等に要する費用については負担しません。

## 第12章 雑則

### (承諾の限界)

第38条 当社は、リモートアクセス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたリモートアクセス契約者にお知らせします。  
ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (利用に係るリモートアクセス契約者の義務)

第39条 リモートアクセス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がリモートアクセス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がリモートアクセス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がリモートアクセス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (5) ユーザID又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理することとし、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、そのことをすみやかに契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に届け出ること。
- (6) 故意に通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為を行わないこと。
- (7) 削除
- (8) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、リモートアクセスサービスを利用しないこと。

2 当社は、リモートアクセス契約者の行為が別記5に規定する禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、前項第8号の義務に違反したものとみなします。

3 リモートアクセス契約者は、前2項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (リモートアクセス契約者の氏名等の通知)

第40条 当社は、協定事業者から要請があったときは、リモートアクセス契約者（その協定事業者とリモートアクセスサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

### (協定事業者からの通知)

第41条 リモートアクセス契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な



リモートアクセス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(リモートアクセス契約者に係る情報の利用)

第42条 当社は、リモートアクセス契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、リモートアクセスサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、リモートアクセス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合があります。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第43条 当社は、リモートアクセス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。）の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をしたリモートアクセス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。
- (2) そのリモートアクセス契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのリモートアクセス契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのリモートアクセス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(協定事業者によるリモートアクセスサービスに係る料金の回収代行)

第44条 当社は、当社がこの約款の規定によりリモートアクセス契約者に請求することとしたリモートアクセスサービスに係る料金について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金について、そのリモートアクセス契約者が協定事業者が定める支払期日を超えてもなおその協定事業者を支払わないときは、当社は、そのリモートアクセス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(リモートアクセスサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第45条 当社は、当社が指定するリモートアクセスサービス取扱所において、リモートアクセスサービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第46条 リモートアクセスサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記6に定めるところによります。

(閲覧)

第47条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

## 第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第48条 リモートアクセスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から10の2に定めるところによります。

別記

1 リモートアクセスサービスの提供区間

当社のリモートアクセスサービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
リモートアクセスサービス	相互接続点又はアクセスポイントと特定アクセスポイントとの間

2 利用契約回線との接続ができる当社の電気通信回線に係る電気通信サービス

- (1) 削除
- (2) 第3種IPVPNサービス
- (3) 削除
- (4) 削除
- (5) 削除
- (6) ワイドエリアバーチャルスイッチサービスL3（リモートアクセス着信機能1に係るものに限ります。）

3 リモートアクセス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりリモートアクセス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 リモートアクセス契約者の氏名等の変更

- (1) リモートアクセス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うリモートアクセスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) リモートアクセス契約者は、(1)の届出に関し、当社から請求があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただきます。
- (3) リモートアクセス契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

5 リモートアクセス契約者の禁止行為

リモートアクセス契約者は、リモートアクセスサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為

- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) リモートアクセスサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 自己以外の者になりすましてリモートアクセスサービスを利用する行為
- (12) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (13) 自己以外の者が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は自己以外の者に不利益を与える行為
- (15) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (16) (1) から (15) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

## 6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 7 削除

## 8 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、リモートアクセス契約の申込みをする者又はリモートアクセス契約者から要請があったときは、リモートアクセスサービスと一体的に利用する協定事業者の電気通信サービスの利用に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

## 9 カスタマコントロールの提供

- (1) 当社は、リモートアクセス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、カスタマコントロール（そのリモートアクセス契約者の設備を使用して当社の電気通信設備における各種設定等（タイプⅧに係る認証若しくは特定端末設備を接続するネットワークの設定等、料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するユーザID認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、証明書認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスの利用、廃止若しくは設定の変更等又はa u回線に係る端末設備の電話番号の設定等をいいます。）を行うこと

ができるサービスをいいます。以下同じとします。)を提供します。

ただし、リモートアクセス契約者(タイプⅡ若しくはタイプⅧ(コースⅣのものを除きます。)又は旧CPA(平成28年12月28日付附則に規定するものをいいます。以下この別記及び料金表において同じとします。)に係る者に限りません。)は、当該請求(タイプⅡ(通常クラスⅤ)又は旧CPA(平成28年12月28日付附則に規定する旧タイプB及び旧タイプD・通常クラスⅤのものに限りません。))に係るリモートアクセス契約者については、マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限りません。)を要しません。

(2) リモートアクセス契約者は、(1)の請求をし、そのカスタマコントロールの提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定するカスタマコントロールに係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(3) カスタマコントロールに関する細目は当社が別に定めるところによります。

## 10 削除

### 10の2 支払証明書の発行

(1) 当社は、リモートアクセスサービス契約者から請求があったときは、その契約者に係るリモートアクセスサービスの支払証明書を発行します。

(2) リモートアクセスサービス契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

## 11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 12 リモートアクセスサービスに係る技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件  
(1) 物理的条件  
(2) 電気的条件  
(3) 論理的条件

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法)

- 1 当社は、月額料金（定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。）又は利用料は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、月額料金及び利用料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

#### (月額料金の日割)

- 5 月額料金の日割は、次のとおりとします。

##### (1) (2) 以外の場合

当社は、次の場合が生じたときに、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

ア 料金月の初日以外の日リモートアクセスサービスの提供の開始があったとき。

イ 料金月の初日以外の日リモートアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

ウ ア及びイの場合を除いて、料金月の初日以外の日月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少の日から適用します。）。

エ 料金表第1表（料金）第1（基本利用料）に定めるプラン又はIPアドレスの設定方法等の変更があったとき。

オ 第28条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。

カ 料金月の初日にリモートアクセスサービスの提供を開始し、その日にそのリモートアクセス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

キ 起算日の変更があったとき。

- ##### (2) リモートアクセスサービス（タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）又はタイプⅧのものに限ります。）又は料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するユーザID認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、証明書認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスの場合

当社は、リモートアクセスサービス（タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）又はタイプⅧ（コースⅣのものを除きます。）のものに限ります。）又は料金表第1表（料金）第2（付加機能利用料）に規定するユーザ通信ID認証接続サービス、端末番号認証接続サービス、証明書認証接続サービス若しくはマトリックスパスワード認証接続サービスについては、第28条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するときに限り、その月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- 6 5の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第28条（定額利用料の支払義務）第2項第3号の表の1欄又は同条第3項第2号の表

に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 8 リモートアクセス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。  
9 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。  
10 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 11 当社は、当該月に請求すべき料金(税抜価格)の総額が1,000円未満である場合は、その月に請求すべき料金を翌月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、11の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、リモートアクセス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、リモートアクセス契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。  
(注) 13の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 14 第28条(定額利用料の支払義務)から第29条(工事費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。  
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のリモートアクセスサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。



(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 16 リモートアクセスサービスには、タイプⅡ（エコノミークラスⅤ）及びタイプⅧのものを除き、最低利用期間があります。
- 17 リモートアクセス契約者は、最低利用期間内にリモートアクセス契約の解除があった場合は、第28条（定額利用料の支払義務）及び料金表の規定にかかわらず、残余の期間に対応する定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

(料金等の請求)

- 18 リモートアクセスサービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 料金  
 第1 基本利用料  
 1 適用

リモートアクセスサービスに係る基本利用料の適用については、第28条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、リモートアクセスサービスに係る料金額を適用するにあたって、以下のとおり、品目等を定めます。この場合、当社は、利用契約回線の品目等と、その利用契約回線と特定アクセスポイントを介して接続する電気通信回線（当社の専用サービス、デジタルデータサービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限りません。）の品目等とが異なることとなるリモートアクセスサービスについては、提供しません。</p> <p>ア イ以外のもの</p> <p>(ア) 削除</p> <p>(イ) 削除</p> <p>(ウ) LAN型（当社のIPVPNサービス（当社が別に定めるものに限りません。）又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用し行うリモートアクセスサービスをいいます。以下同じとします。）に係る品目</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの</td> <td>料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの
	品 目	内 容			
	0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの			
<p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社の第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する利用契約回線を使用し行うLAN型（タイプII（エコノミークラスV）のものに限りません。）は、上欄にかかわらず次の品目のものに限り、提供します。</p>					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/sベ</td> <td>最大100メガビット/秒までの符号伝</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	100Mb/sベ	最大100メガビット/秒までの符号伝	
品 目	内 容				
100Mb/sベ	最大100メガビット/秒までの符号伝				

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 192 783 277">ストエフォート</td> <td data-bbox="783 192 1434 277">送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </table>	ストエフォート	送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの								
ストエフォート	送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの										
	<p>4 100Mb/sを超える品目は、当社の第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する利用契約回線を使用して行うタイプII（通常クラスV）又はタイプVIIのものに限り提供します。</p>										
	イ タイプVIIIのもの										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 488 783 528">品 目</th> <th data-bbox="783 488 1434 528">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 528 783 658">100Mb/sベ ストエフォート</td> <td data-bbox="783 528 1434 658">最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	100Mb/sベ ストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの						
品 目	内 容										
100Mb/sベ ストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの										
(2) タイプに係る料金の適用	<p>当社は、リモートアクセスサービスに係る料金額を適用するにあたって、下表のとおり、タイプを定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 786 783 826">区 分</th> <th data-bbox="783 786 1434 826">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 826 783 1122">タイプII (CPA (Closed Packet Access))</td> <td data-bbox="783 826 1434 1122">auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線（au約款に定めるEZweb機能（以下「EZweb機能」といいます。）その他当社が別に定める機能を利用しているものを除きます。）からの着信が可能なものであって、タイプVII以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1122 783 1451">タイプIV (センタープッシュサービスに係るもの)</td> <td data-bbox="783 1122 1434 1451">特定アクセスポイントを介して受信したセンター情報（当社のセンタープッシュサービスに係る契約約款等に規定するセンター情報をいいます。）をセンタープッシュ接続装置（当社のセンタープッシュサービスに係る契約約款等に規定するセンタープッシュ接続装置をいいます。以下同じとします。）へ送信することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1451 783 1865">タイプVII (CRG (CLOSED REMOTE GATEWAY))</td> <td data-bbox="783 1451 1434 1865">auパケット又はLTEモジュールに係るau回線（当社が別に定めるものを除きます。）及びWiMAX回線からの着信が可能なものであって、特定アクセスポイントを介して受信したユーザ指定情報（リモートアクセス契約者が指定する端末設備を制御するための情報等をいいます。）をauパケット又はLTEモジュールに係るau回線（当社が別に定めるものに限ります。）へ送信することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1865 783 2024">タイプVIII (FRE (Flex Remote Access))</td> <td data-bbox="783 1865 1434 2024">au約款に定めるパケット通信網若しくはデータ通信網又はインターネットに接続された端末設備（当社が指定するオペレーティングソフトウェアを搭載した端末設備に</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプII (CPA (Closed Packet Access))	auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線（au約款に定めるEZweb機能（以下「EZweb機能」といいます。）その他当社が別に定める機能を利用しているものを除きます。）からの着信が可能なものであって、タイプVII以外のもの	タイプIV (センタープッシュサービスに係るもの)	特定アクセスポイントを介して受信したセンター情報（当社のセンタープッシュサービスに係る契約約款等に規定するセンター情報をいいます。）をセンタープッシュ接続装置（当社のセンタープッシュサービスに係る契約約款等に規定するセンタープッシュ接続装置をいいます。以下同じとします。）へ送信することが可能なもの	タイプVII (CRG (CLOSED REMOTE GATEWAY))	auパケット又はLTEモジュールに係るau回線（当社が別に定めるものを除きます。）及びWiMAX回線からの着信が可能なものであって、特定アクセスポイントを介して受信したユーザ指定情報（リモートアクセス契約者が指定する端末設備を制御するための情報等をいいます。）をauパケット又はLTEモジュールに係るau回線（当社が別に定めるものに限ります。）へ送信することが可能なもの	タイプVIII (FRE (Flex Remote Access))	au約款に定めるパケット通信網若しくはデータ通信網又はインターネットに接続された端末設備（当社が指定するオペレーティングソフトウェアを搭載した端末設備に
区 分	内 容										
タイプII (CPA (Closed Packet Access))	auデュアル、auパケット、LTEサービス又はLTEモジュールに係るau回線（au約款に定めるEZweb機能（以下「EZweb機能」といいます。）その他当社が別に定める機能を利用しているものを除きます。）からの着信が可能なものであって、タイプVII以外のもの										
タイプIV (センタープッシュサービスに係るもの)	特定アクセスポイントを介して受信したセンター情報（当社のセンタープッシュサービスに係る契約約款等に規定するセンター情報をいいます。）をセンタープッシュ接続装置（当社のセンタープッシュサービスに係る契約約款等に規定するセンタープッシュ接続装置をいいます。以下同じとします。）へ送信することが可能なもの										
タイプVII (CRG (CLOSED REMOTE GATEWAY))	auパケット又はLTEモジュールに係るau回線（当社が別に定めるものを除きます。）及びWiMAX回線からの着信が可能なものであって、特定アクセスポイントを介して受信したユーザ指定情報（リモートアクセス契約者が指定する端末設備を制御するための情報等をいいます。）をauパケット又はLTEモジュールに係るau回線（当社が別に定めるものに限ります。）へ送信することが可能なもの										
タイプVIII (FRE (Flex Remote Access))	au約款に定めるパケット通信網若しくはデータ通信網又はインターネットに接続された端末設備（当社が指定するオペレーティングソフトウェアを搭載した端末設備に										

		<p>限ります。以下「特定端末設備」といいます。)から、次のいずれかの通信を利用して、そのリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ接続するもの</p> <p>(ア) S S Lプロトコルによって設定された論理的通信路上で、リモートアクセス契約者に係るユーザID (リモートアクセス契約者の請求に基づいて当社の電気通信設備に登録されているもの)に限ります。以下タイプⅧに係るものにおいて同じとします。)又は証明書による認証を経て行う通信 (以下「S S Lプロトコル通信路に係る通信」といいます。)</p> <p>(イ) I Pセキュリティプロトコルによって設定された論理的通信路上で、リモートアクセス契約者に係るユーザIDによる認証を経て行う通信 (以下「I Pセキュリティプロトコル通信路に係る通信」といいます。)</p>
	<p>備考</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 リモートアクセスサービスに係る通信は、別記1に定める提供区間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント又は特定アクセスポイントを介してリモートアクセス網と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。</li> <li>2 削除</li> <li>3 タイプⅡに係る通信 (アクセスポイントに係るものに限ります。)は、a uデュアル、a uパケット、L T Eサービス又はL T Eモジュールに係るa u回線から発信するもの限り取り扱います。</li> <li>4 削除</li> <li>5 タイプⅣ又はタイプⅧに係る通信 (特定アクセスポイントに係るものに限ります。)は、当社が付与した特定のI Pアドレスを使用して行うもの限り取り扱います。</li> <li>6 削除</li> <li>7 削除</li> <li>8 タイプⅧに係る通信 (アクセスポイントに係るものに限ります。)は、a uパケット又はL T Eモジュールに係るa u回線から発信するもの、a uパケット又はL T Eモジュールに係るa u回線に着信するもの又はW i M A X回線から発信するもの限り取り扱います。</li> <li>9 タイプⅧに係る通信 (アクセスポイントに係るものに限ります。)は、当社が付与した特定のI Pアドレスを使用</li> </ol>

	<p>して、特定端末設備から発信するものに限り取り扱います。</p> <p>10 削除</p> <p>11 削除</p> <p>12 削除</p> <p>13 削除</p> <p>14 削除</p> <p>15 削除</p> <p>16 リモートアクセス契約者は、タイプの変更を行うことはできません。</p> <p>17 タイプⅡ、タイプⅦ又はタイプⅧにおける a u 回線に係る端末設備への I P アドレスの設定方法等については、この約款に定めるもののほか、当社が別に定めるところによります。</p> <p>18 タイプⅧは、当社のワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行うものに限り提供します。</p> <p>19 削除</p> <p>20 削除</p> <p>21 タイプⅧに係る同一のユーザ I D により同時に 4 (コースⅣにあつては、2) 以上の通信を行うことはできません。</p> <p>22 ベーシックパック (当社のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックをいいます。以下同じとします。) の適用を受けるユーザ I D (タイプⅧのものに限ります。) により行う通信については、インターネットを介して行うものに限り提供します。</p> <p>23 タイプⅦは、第 7 条 (リモートアクセス契約の申込みの方法) に定めるリモートアクセス契約の申込みにおいて、次のいずれかの申出があつた場合、特定 L T E モジュール (当社が別に定める端末設備を利用する L T E モジュールをいいます。以下同じとします。) 若しくは a u パケットに係る a u 回線又は W i M A X 回線からの通信のみを取扱うことのできる取扱所交換設備 (以下「特定取扱所交換設備」といいます。) を用いて提供します。</p> <p>(1) そのアクセスポイントにおいて、W i M A X 回線から発信した通信が着信する場合がある旨の申出</p> <p>(2) そのアクセスポイントにおいて、特定 L T E モジュール又は a u パケットに係る a u 回線から発信した通信のみが着信することとなる旨の申出</p>
<p>(3) サービスクラスに係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、リモートアクセスサービス (タイプⅡのものに限ります。) に係る料金額を適用するにあたって、次のとおり、サービスクラスを定めます。</p>

	区 分	内 容
	通常クラスV	エコノミークラスV以外のもの
	エコノミークラスV	(1) 欄のア(ウ)の表の内容欄の規定にかかわらず、利用契約回線において、最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって、符号伝送速度を保証しないもの
	イ リモートアクセス契約者は、アのサービスクラスの変更の請求をすることができます。	
	ウ 当社は、イの請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約の申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。	
	エ エコノミークラスVに係る基本利用料は、割り当てられているユーザIDの数に応じて定めます。	
(3)の2 コースに係る料金の適用	<p>ア 削除</p> <p>イ 削除</p> <p>ウ 当社は、リモートアクセスサービス(タイプⅧのものに限ります。以下この欄において同じとします。)に係る料金額を適用するにあたって、特定端末設備からそのリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ接続する通信について、当社が行う認証の種類に従って下表のとおり、コースを定めます。</p>	
	区 分	内 容
	コースⅠ (RADIUS認証)	当社の電気通信設備にあらかじめ登録されたそのリモートアクセス契約者に係るユーザID及びパスワードによる認証(以下、「RADIUS認証」といいます。)を行うもの(コースⅣのものを除きます。)
	コースⅡ (マトリックス認証)	当社の電気通信設備にあらかじめ登録されたそのリモートアクセス契約者に係るユーザID及びマトリックスパスワード(そのユーザIDを認証するための英字及び数字の組み合わせであって、接続要求を行うたびに、その端末設備の画面上に表示される確認番号表(乱数表)から、そのリモートアクセス契約者があらかじめ指定したパスワード配列パターンに従って指定するものをいいます。以下同じとします。)による認証を行うもの
	コースⅢ (オンデマンド接続)	リモートアクセス契約者があらかじめ指定した条件に従って、特定端末設備とそのリモートアクセス契約者に係る利用契約回線との間に当社が別に定める論理的通信路を自動的に設定し、その論理的通信路を介して行われる通信について、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に規定する証明書認証接続サービスを利用して認証を行うもの
	コースⅣ	当社の電気通信設備にあらかじめ登録されたそ

	<p>(高機能 RADIUS認証)</p>	<p>のリモートアクセス契約者に係るユーザID及びパスワードによる認証を行うものであって、カスタマーコントロールによって、当社の電気通信設備における次の登録等又はその変更若しくは廃止を行うことができるもの</p> <p>(ア) ユーザID又はパスワードの当社の電気通信設備への登録</p> <p>(イ) 認証を行う日時指定</p> <p>(ウ) ユーザID又はパスワードに利用することのできる文字、又はその字数、有効期限等の設定</p> <p>(エ) 特定端末設備を用いて行うパスワード変更の可否の設定</p> <p>(オ) その他当社が別に定める事項の設定</p>
	<p>コースV (Always-On接続)</p>	<p>端末設備から利用契約回線に宛てて行う通信について、次のいずれにも該当しないときは、その通信を利用できないようにするもの</p> <p>(ア) リモートアクセス契約者があらかじめ指定した電気通信回線を利用した通信であることが確認できた場合</p> <p>(イ) リモートアクセス契約者があらかじめ指定した条件に従って、特定端末設備とそのリモートアクセス契約者に係る利用契約回線との間に論理的通信路を自動的に設定し、その論理的通信路を介して行われる通信について、料金表第1表(料金)第2(付加機能利用料)に規定する証明書認証接続サービスを利用した認証を行うことができた場合</p>
	<p>備考</p> <p>ア コースⅢ又はコースVは、SSLプロトコル通信路に係る通信に限り提供します。</p> <p>イ コースⅣに係るリモートアクセス契約者は、あらかじめ第8条(リモートアクセス契約の申込みの承諾)又は第17条(その他の契約内容の変更)に基づき当社から承諾を受けているユーザID利用上限数を上限として、カスタマーコントロールによるユーザIDの設定、変更又は廃止を行うことができるものとします。</p> <p>エ リモートアクセス契約者は、ウのコースの変更の請求をすることができます。</p> <p>オ 当社は、エに定める請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約の申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。</p>	
<p>(4) アサイン用IPアドレス付与区分に係</p>	<p>ア 当社は、リモートアクセスサービス(タイプⅡのものに限り)に係る料金額を適用するにあたって、下表の区分(以下「アサイン用IPアドレ</p>	

る料金の適用	ス付与区分」といいます。)を定めます。	
	区 分	内 容
	契約者指定型 (お客様指定 アドレス)	そのリモートアクセスサービスにおいて、リモートアクセス契約者が指定するIPアドレス(当社が別に定めるもの以外のもの)に限り、それを付与するもの
	当社指定型 (KDDI指 定アドレス)	そのリモートアクセスサービスにおいて、当社が指定するIPアドレス(当社が別に定めるもの以外のもの)に限り、それを付与するもの
	備考	
	ア リモートアクセス契約者は、そのアクセスポイントにおいて利用する接続先ドメイン名ごとに、アサイン用IPアドレス付与区分を指定して、利用するIPアドレスの付与を請求していただきます。	
	イ 当社は、アの請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除き、次表右欄に定める数を単位とするIPアドレス群(以下「IPアドレスセット」といいます。)の付与を行います。	
	アサイン用IPアドレス付与区分	IPアドレスの数
	契約者指定型 (お客様指定アドレス)	252
	当社指定型 (KDDI指定アドレス)	29
備考		
ア 削除		
イ リモートアクセス契約者(タイプIIに係る者に限り、)は、特定au回線(auデュアル、auパケット、第1種LTEデュアル(au約款に規定する第1種LTEデュアルをいいます。)又は特定LTEモジュールに係るau回線をいいます。以下同じとします。)で利用するIPアドレスセットとその他のau回線で利用するIPアドレスセットとが全部又は一部において重複しないよう、請求していただきます。		
ウ 当社指定型を選択するリモートアクセス契約者から特段の要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合、当社は、当社が別に定める条件でIPアドレスの使用を承諾することがあります。		
イ リモートアクセス契約者は、アサイン用IPアドレス付与区分について変更の請求をすることができます。		
ウ 当社は、この欄に定める請求があったときは、第8条(リモートアクセス契約の申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。		
(5) 基本利用料 の算定	ア 削除	イ リモートアクセスサービス(タイプIIのもの)に



係る基本利用料は、1の基本額に、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に基づき算定した全ての加算額を加算して算定します。

（ア）IPアドレスセットの数に応じた加算額の算定

付与されたIPアドレスセットの数に基づき算定します。

この場合において、当社指定型に係る加算額については、付与されたIPアドレスセットの数が1を超える場合に、付与されたIPアドレスセット（1を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。

（イ）接続先ドメイン名の数に応じた加算額の算定

接続先ドメイン名の数3を超える場合に、接続ドメイン名（3を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。

（ウ）ユーザIDの数に応じた加算額の算定

タイプII（エコノミークラスV）に係るユーザIDの数が1を超える場合に、ユーザID（1を超える部分のものに限ります。）の数に基づき算定します。

ウ リモートアクセスサービス（タイプVIIのものに限ります。）

に係る基本利用料は、基本額と、当社が割り当てる接続先ドメイン名ごとの加算額を加算して算定します。

この場合において、接続先ドメイン名に係る加算額（WiMAX回線から発信する通信に係るものを除きます。）は、当社が割り当てる接続先ドメイン名の数5までの部分について、その支払いを要しません。

エ リモートアクセス契約者（タイプVIIIに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）は、第28条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、そのリモートアクセス契約に基づいて当社がリモートアクセスサービス（タイプVIIIのものに限ります。以下この欄において同じとします。）の提供を開始した日の属する料金月の翌料金月の初日から起算してリモートアクセス契約の解除があった日の属する料金月の末日までの期間について、基本利用料の支払いを要します。

ただし、当社がリモートアクセスサービスの提供を開始した日の属する料金月と解除のあった日の属する料金月が同一の料金月である場合、当該料金月の基本利用料について、支払いを要しません。

オ エに定めるほか、タイプVIII（コースIII及びコースVのものを除きます。）に係る基本利用料は、次表に従って算定するものとします。

区 分	支払いを要する基本利用料
コースI 又はコースIIのもの	その料金月の末日時点（料金月の末日以外の日にリモートアクセス契約の解除又はコースの変更があった場合は、その日時点とします。）におけるユーザIDの数に2（料金額）に定める金額を乗じて得た額

	<p>コースⅣ のもの</p>	<p>その料金月において当社から承諾を受けているユーザID利用上限数に2（料金額）に定める額を乗じて得た額（その料金月中に、当社から承諾を受けているユーザID利用上限数に増減があったときは、それぞれのユーザID利用上限数ごとの当該乗じて得た額を、それぞれのユーザID利用上限数ごとの当社から承諾を受けていた日数（その料金月中のものに限ります。）によって日割計算した額（端数切捨て）を総合計した額とします。）の支払いを要します。</p>
<p>カ リモートアクセス契約者は、コースの変更を行った料金月については、その料金月の初日に選択されているコースに係る基本利用料の支払いを要します。</p>		

2 料金額

(1) 削除

(2) タイプⅡのもの

ア 基本額

(ア) 通常クラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5 Mb/s	39,000円
1 Mb/s	43,000円
2 Mb/s	48,000円
2 Mb/s を超え 10 Mb/s までのもの	48,000円 に、 2 Mb/s を超え る 1 Mb/s までごとに 3,000円 を 加算した額
20 Mb/s	102,000円
30 Mb/s	132,000円
40 Mb/s	162,000円
50 Mb/s	192,000円
60 Mb/s	222,000円
70 Mb/s	252,000円
80 Mb/s	282,000円
90 Mb/s	312,000円
100 Mb/s	342,000円
200 Mb/s	432,000円
300 Mb/s	606,000円
400 Mb/s	780,000円
500 Mb/s	954,000円
600 Mb/s	1,128,000円
700 Mb/s	1,302,000円
800 Mb/s	1,476,000円
900 Mb/s	1,650,000円
1 Gb/s	1,824,000円

(イ) エコノミークラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
100 Mb/s ベストエフォート	500円

イ 加算額

(ア) IPアドレスの付与単位数に係るもの

定額利用料

IPアドレスの付与単位数ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
契約者指定型のもの	12,000円
当社指定型のもの	3,000円

(イ) 接続先ドメイン名の数に係るもの

定額利用料

1 接続先ドメイン名ごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
3,000円

(ウ) ユーザIDの数に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
500円

(3) 削除

(4) タイプIVのもの

ア 削除

イ 削除

ウ LAN型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0. 5Mb/s	30,000円
1Mb/s	88,000円
2Mb/s	150,000円
2Mb/sを超え30Mb/sまでのもの	240,000円
30Mb/sを超え100Mb/sまでのもの	240,000円 に、 30Mb/sを超える10Mb/sまでごとに 60,000円 を 加算した額

(5) 削除

(6) 削除

(7) タイプVIIのもの

ア 基本額

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0. 5Mb/s	7,700円

1 Mb/s	58,000円
2 Mb/s	115,000円
3 Mb/s	120,000円
4 Mb/s	138,000円
5 Mb/s	148,000円
6 Mb/s	158,000円
7 Mb/s	185,000円
8 Mb/s	215,000円
9 Mb/s	245,000円
10 Mb/s	265,000円
20 Mb/s	335,000円
30 Mb/s	405,000円
40 Mb/s	465,000円
50 Mb/s	525,000円
60 Mb/s	585,000円
70 Mb/s	655,000円
80 Mb/s	725,000円
90 Mb/s	805,000円
100 Mb/s	885,000円
200 Mb/s	1,357,000円
300 Mb/s	1,781,000円
400 Mb/s	2,205,000円
500 Mb/s	2,629,000円
600 Mb/s	3,053,000円
700 Mb/s	3,477,000円
800 Mb/s	3,901,000円
900 Mb/s	4,325,000円
1 Gb/s	4,749,000円

イ 加算額

定額利用料

1 接続先ドメイン名までごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
auパケット又はLTEモジュールに係るau回線から発信する通信に係る接続先ドメイン名に係るもの	3,000円
WiMAX回線から発信する通信に係る接続先ドメイン名に係るもの	30,000円

(8) タイプⅧのもの

ア コースⅠのもの

定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 0 0 M b / s ベストエフォート	500円

イ コースⅡのもの

定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 0 0 M b / s ベストエフォート	700円

ウ コースⅢのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 0 0 M b / s ベストエフォート	60, 000円

エ コースⅣのもの

定額利用料

1 ユーザ I D ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 0 0 M b / s ベストエフォート	500円

オ コースⅤのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 0 0 M b / s ベストエフォート	120, 000円

## 第2 付加機能利用料

### 1 適用

付加機能利用料の適用については、第28条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) アサイン用 IPアドレス 付与区分に係 る料金の適用	第1（基本利用料）1（適用）（4）（アサイン用IPアドレス付与区分に係る料金の適用）の規定は、2（料金額）カに規定する位置情報受信サービスに係る付加機能利用料の適用において準用します。

## 2 料金額

	区 分	単 位	料 金 額
ア ユーザID認証接続サービス	本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って送信されたユーザIDを当社が認証することにより通信を行うことができるようにするもの (ア) タイプⅡに係るもの (定額利用料)  (イ) 削除  (ウ) タイプⅦに係るもの (定額利用料)	1のユーザIDにつき月額 削除  —	税抜価格200円  削除  —
	備考 (ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者 (タイプⅡ又はタイプⅦに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。) に限り提供します。 (イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。 ただし、リモートアクセス契約者 (タイプⅡ (エコノミークラスⅤ) に係る者に限ります。) は、第28条 (定額利用料の支払義務) の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。 (ウ) 当社は、1のユーザIDごとにリモートアクセス契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。 (エ) 本サービスに係るリモートアクセス契約者は、マトリックスパスワード認証接続サービスを利用することはできません。 (オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
イ 端末番号認証接続サービス	a u回線からの着信があった際に、本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ送信されたそのリモートアクセス契約者 (タイプⅡ又はタイプⅦに係る者に限ります。) が指定した端末番号 (a u回線に係る端末設備を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。) が指定した電話番号 (a u回線に係るものに限ります。以下このイ欄において同じとします。) を当社が認証することにより、通信を行うようにすることができるもの (ア) 削除  (イ) タイプⅡに係るもの (定額利用料)  (ウ) 削除	削除  1の端末番号につき月額 削除	削除  税抜価格300円  削除



(エ) 削除	削除	削除
(オ) タイプⅦに係るもの(定額利用料)	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者(タイプⅡ(カスタマーコントロールの利用に係るもの)に限ります。)又はタイプⅦに限り提供します。この場合において、リモートアクセス契約者(タイプⅡ(エコノミークラスⅤ)に係る者)に限ります。)は、本欄及び第19条(付加機能の提供)の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、リモートアクセス契約者(タイプⅡ(エコノミークラスⅤ)又はタイプⅦに係る者)に限ります。)は、第28条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 本サービスを利用するリモートアクセス契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出ていただきます。</p> <p>(エ) 削除</p> <p>(オ) 当社は、本サービス(タイプⅡ(エコノミークラスⅤ)に係るもの)に限ります。以下この(オ)において同じとします。)を提供しているリモートアクセスサービスの利用の一時中断があったときは、第20条(付加機能の利用の一時中断)の規定にかかわらず、本サービスに係るリモートアクセス契約者から請求があったものとみなして本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(カ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	

<p>ウ B C P 機 能 提 供 サ ー ビ ス</p>	<p>メイン認証装置（現用の認証装置及びそれに付随する設備（リモートアクセス網を構成する電気通信設備であって、RADIUS認証又は証明書認証接続サービスに係る認証の用に供するものをいいます。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）に支障が生じた場合に、サブ認証装置（メイン認証装置を収容するリモートアクセスサービス取扱所と異なるリモートアクセスサービス取扱所に設置した認証装置及びそれに付随する設備をいいます。以下この欄において同じとします。）に切り替えてその認証を行うことができるようにするもの</p>	<p>1 利用契約回線ごとに月額</p>	<p>税抜価格30,000円</p>
<p>備 考</p>	<p>（ア）本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプⅧ（コースⅠ又はコースⅢのものに限ります。）に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り、1の利用契約回線ごとに提供します。 （イ）本サービスについては、インターネットに接続された端末からSSLプロトコル通信路に係る通信又はIPセキュリティプロトコル通信路に係る通信を利用して、そのリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ接続する場合に限り、提供します。 （ウ）本サービスに係る付加機能利用料は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月については、その支払を要しません。 （エ）本サービスに係るリモートアクセス契約者は、NAT機能提供サービスを利用することはできません。 （カ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
<p>エ バ ッ ク ア ッ プ サ ー ビ ス</p>	<p>本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線（特定アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、そのリモートアクセス契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してそのリモートアクセスサービスを利用することができるようにするもの （ア）削除  （イ）タイプⅡに係るもの（定額利用料）</p>	<p>削除  —</p>	<p>削除  —</p>

	(ウ) タイプⅣに係るもの (定額利用料)	1 利用契約回線ごとに月額	リモートアクセスサービスに係るタイプⅣの定額利用料と同額
	(エ) 削除	削除	削除
	(オ) タイプⅦに係るもの (定額利用料) ① ②以外のもの	1 利用契約回線ごとに月額	リモートアクセスサービスに係るタイプⅦの基本額と同額
	② 特定取扱所交換設備以外の取扱所交換設備を用いて提供するもの	—	—
	(カ) タイプⅧに係るもの (定額利用料)	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者 (タイプⅡ、タイプⅣ、タイプⅥ、タイプⅦ又はタイプⅧに係る者に限り) に限り提供します。この場合において、リモートアクセス契約者 (タイプⅡ、タイプⅦ (特定取扱所交換設備以外の取扱所交換設備を用いて提供するものに限り) 及びタイプⅧに係る者に限り) は、本欄及び第19条 (付加機能の提供) の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、リモートアクセスサービスと同一の品目を定めます。</p> <p>(ウ) 本サービス (タイプⅧに係るものを除きます。) において、予備の利用契約回線の品目に係る符号伝送速度が利用契約回線 (予備のものを除きます。) の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</p>		

	<p>(エ) 本サービス（タイプⅧに係るものに限ります。）における予備の利用契約回線に係る品目は、100Mb/s ベストエフォートに限り提供します。</p> <p>(オ) リモートアクセス契約者（タイプⅡ、タイプⅦ（特定取扱所交換設備以外の取扱所交換設備を用いて提供するものに限ります。）又はタイプⅧに係る者に限ります。）は、第28条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>(カ) 当社は、本サービス（タイプⅧに係るものに限ります。以下この（カ）において同じとします。）を提供しているリモートアクセスサービスの利用の一時中断があったときは、第20条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、本サービスに係るリモートアクセス契約者から請求があったものとみなして本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(キ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
オ	削除	削除	削除
カ 位置情報受信サービス	<p>ロケーションサーバ（位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）の算出を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に接続し、位置情報を取得した端末設備（au回線に接続されているものに限ります。）から、その位置情報の通知を受けられるもの</p> <p>（定額利用料）</p> <p>① 当社指定型（KDDI 指定アドレス）の場合</p> <p>② 契約者指定型（お客様指定アドレス）の場合</p>	<p>IPアドレスの付与単位数ごとに月額</p> <p>IPアドレスの付与単位数ごとに月額</p>	<p>税抜価格15,000円</p> <p>税抜価格120,000円</p>

備考	<p>(ア) 本サービス（当社指定型に限ります。）は、リモートアクセス契約者（タイプⅡ又はタイプⅦに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。この場合において、リモートアクセス契約者（タイプⅦに係る者に限ります。）は、第19条（付加機能の提供）の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>(イ) 本サービス（契約者指定型に限ります。）は、リモートアクセス契約者（タイプⅡに係る者に限ります。）に限り提供します。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったIPアドレスの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、リモートアクセス契約者（タイプⅦに係る者に限ります。）は、第28条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービス（当社指定型に限ります。）に係る定額利用料の支払を要しません。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスにより通知を受けた位置情報の精度を保証しません。</p> <p>(オ) 当社は、本サービスにより通知を受けた位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(カ) 当社は、本サービス（タイプⅦに係るものに限ります。以下この（カ）において同じとします。）を提供しているリモートアクセスサービスの利用の一時中断があったときは、第20条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、本サービスに係るリモートアクセス契約者から請求があったものとみなして本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(キ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
キ	削除	削除	削除
ク	削除	削除	削除
ケ	削除	削除	削除
コ 証明書認証接続サービス	<p>本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って送信された証明書（そのリモートアクセス契約者に係る特定端末設備の正当性を証明するために、認証機関（当社が別に定める機関に限ります。）から発行される電子証明書であって、当社が別に定める方法によりそのリモートアクセス契約者に割り当てたものをいいます。以下同じとします。）を当社が認証することにより通信を行うことができるようにするもの</p>	1 証明書ごとに月額	税抜価格500円
備考	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプⅧに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、リモートアクセスサービス（タイプⅧ（コースⅢのもの又はコースⅤのものに限ります。）のものに限ります。以下「タイプⅧ（コース</p>		

	<p>Ⅲ等)」といひます。)に係るリモートアクセス契約の申込み又はタイプⅧ(コースⅢ等)への変更の請求を承諾したときは、本欄及び第19条(付加機能の提供)の規定にかかわらず、そのリモートアクセス契約者から本サービスの利用の請求があったものとみなして、本サービスを提供します。</p> <p>(ウ) 当社は、タイプⅧ(コースⅢ等)の利用の一時中断があったときは、第20条(付加機能の利用の一時中断)の規定にかかわらず、そのリモートアクセス契約者から請求があったものとみなして本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>(エ) 当社は、タイプⅧ(コースⅢ等)に係るリモートアクセス契約者から本サービスの廃止の請求があったときは、そのリモートアクセス契約者から第15条(リモートアクセス契約者が行うリモートアクセス契約の解除)に定める通知があったものとみなしてそのリモートアクセス契約を解除します。</p> <p>(オ) 第1(基本利用料)1(適用)(2)及び(3)の2の規定にかかわらず、当社は、本サービスの適用を受けるコースⅠ、コースⅡ又はコースⅣについては、SSLプロトコル通信路に係る通信に限り提供します。</p> <p>(カ) 本サービスに係る料金額は、料金月の末日時点(料金月の末日以外の日に本サービスの廃止があった場合は、その日時点とします。以下この欄において同じとします。)における証明書の数に基づき算定します。</p> <p>(キ) 証明書の取得方法等本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
サ マ ト リ ク ス パ ス ワ ー ド 認 証 接 続 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたリモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びマトリックスパスワードを当社が認証することにより通信を行うことができるようにするもの</p>	<p>1ユーザID ごとに月額</p>	<p>税抜価格200円</p>
	<p>備考</p> <p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者(タイプⅡ(通常クラスⅤ))に係る者に限ります。以下この欄において同じとします。)に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>(ウ) 当社は、1のユーザIDに対応するマトリックスパスワードの情報を当社の認証装置に登録します。</p> <p>(オ) 本サービスに係るリモートアクセス契約者は、ユーザID認証接続サービスを利用することはできません。</p> <p>(カ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

<p>シ N A T 機 能 提 供 サ ー ビ ス</p>	<p>特定アクセスポイントを介して取扱所交換設備に着信するIPパケットについて、その発信元IPアドレスが特定IPアドレス（当社が別に定めるIPアドレスであって、あらかじめそのリモートアクセス契約者がセグメント（IPアドレスを表わすビット列において、その左1桁目から当社が別に定める桁数以上の桁数までの部分（以下「ネットワークアドレス部分」といいます。）が共通となるIPアドレス群をいいます。以下同じとします。）を単位として指定したもの（以下「指定セグメント」といいます。）に属するものをいいます。以下同じとします。）であるときは、その発信元IPアドレスをその特定IPアドレスに対応する指定IPアドレス（本サービスを利用するリモートアクセス契約者が特定IPアドレスごとに指定したIPアドレスをいいます。以下同じとします。）に書き換えた上でアクセスポイントを介して送信し、及びアクセスポイントを介して取扱所交換設備に着信するIPパケットについて、その宛先IPアドレスが指定IPアドレスであるときは、その宛先IPアドレスをその指定IPアドレスに対応する特定IPアドレスに書き換えた上で特定アクセスポイントを介して送信することができるようにするもの</p>	<p>1 指定セグメントごとに月額</p>	<p>税抜価格12,000円</p>
<p>備 考</p>	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプⅧに係る者に限りま す。以下この欄において同じとします。）に限り、指定セグメントごとに提 供します。</p> <p>(イ) 本サービスを利用するリモートアクセス契約者は、あらかじめ当社が別 に定める方法により、相互に対応する特定IPアドレスと指定IPアドレ スの組み合わせを指定していただきます。 この場合において、相互に対応する特定IPアドレスと指定IPアドレ スのそれぞれのホストアドレス部分（IPアドレスを表わすビット列のう ち、ネットワークアドレス部分以外の部分をいいます。）は、同一である ことを要するものとします。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る付加機能利用料は、その指定セグメントについて、本 サービスの提供を開始した日を含む料金月については、その支払を要しま せん。</p> <p>(エ) 1の利用契約回線において設定可能な指定セグメントの上限数は、10 とします。</p> <p>(オ) 本サービスに係るリモートアクセス契約者は、OS毎アクセス制御機能 提供サービス及びBCP機能提供サービスを利用することはできません。</p> <p>(カ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めると ころによりま</p>		

<p>ス OS 毎 ア ク セ ス 制 御 機 能 提 供 サ ー ビ ス</p>	<p>特定アクセスポイントを介して行う通信の送信先IPアドレスが指定IPアドレス（本サービスを利用するリモートアクセス契約者が、オペレーティングソフトウェア（以下この欄において「指定オペレーティングソフトウェア」といいます。）毎に通信可能な宛先としてあらかじめ指定したIPアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合に限り、通信することができるようにする機能</p>	<p>1の指定オペレーティングソフトウェアごとに月額</p>	<p>税抜価格10,000円</p>
<p>備考</p>	<p>(ア) 本サービスは、リモートアクセス契約者（タイプⅧ（コースⅢ等）に係る者を除きます。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスを利用するリモートアクセス契約者は、あらかじめ当社が別に定める方法により、指定オペレーティングソフトウェア及び指定IPアドレスを指定していただきます。</p> <p>(ウ) 1の利用契約回線において指定可能な指定IPアドレスの上限数は、10とします。</p> <p>(エ) 本サービスに係るリモートアクセス契約者は、NAT機能提供サービスを利用することはできません。</p> <p>(オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		



第2表 工事費

第1 リモートアクセスサービス（付加機能に係るものを除きます。）に係るもの

1 適用

リモートアクセスサービス（付加機能に係るものを除きます。）に係る工事費の適用については、第29条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、利用契約回線ごとに適用します。
(2) 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1のリモートアクセス契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事（位置情報受信サービスに関する工事及び料金表第3表（付帯サービスに関する料金等）に定めるカスタマコントロールの設定に関する工事（平成29年3月31日付附則に規定する旧タイプIのものに限ります。）を含みます。）を施工する場合は、2（工事費の額）の区分ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。
(3) リモートアクセスサービスの品目等の変更、利用契約回線の移転の場合の工事費の適用	リモートアクセスサービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。
(4) IPアドレス関連工事費の適用	IPアドレス関連工事費は、IPアドレス又はIPアドレスの数の設定、変更等に関する工事（タイプII又はタイプVIIに係るものに限ります。）について、適用します。
(5) 接続先ドメイン名関連工事費の適用	接続先ドメイン名関連工事費は、接続先URL若しくは接続先ドメイン名の設定又は接続先URLの数、接続先ドメイン名の数若しくはそれらの設定の変更等に関する工事（タイプII又はタイプVIIに係るものに限ります。）について、適用します。
(6) 削除	削除
(7) 端末設備情報関連工事費の適用	端末設備情報関連工事費は、au回線に係る端末設備に関する情報の設定又はその設定の変更等に関する工事（タイプVIIに係るものに限ります。）について、適用します。
(8) WiMAX GW関連工事費の適用	WiMAX GW関連工事費は、利用契約回線がWiMAX回線と通信を行うために必要な情報の設定又はその設定の変更等に関する工事について、適用します。

## 2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
<p>(1) 利用契約回線の設置、リモートアクセスサービスの品目等の変更、利用契約回線の移転、リモートアクセスサービスの利用の一時中断若しくはその再開、取扱所交換設備の設定、変更等、IPアドレス(WiMAX回線との通信に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)、若しくはIPアドレスの数の設定、変更等、接続先URL若しくは接続先URLの数の設定、変更等又は接続先ドメイン名(WiMAX回線との通信に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)若しくは接続先ドメイン名の数の設定、変更等に関する工事費</p> <p>ア 削除</p> <p>イ タイプⅡに係るもの</p> <p>ウ タイプⅣに係るもの</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 削除</p> <p>カ タイプⅦに係るもの</p>	<p>削除</p> <p>1 利用契約回線ごとに</p> <p>1 利用契約回線ごとに</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>1 利用契約回線ごとに</p>	<p>削除</p> <p>5,000円</p> <p>14,000円</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>10,000円</p>
(2) 削除	削除	削除
(3) 端末設備情報関連工事費	1 利用契約回線ごとに	1,000円
(4) IPアドレス関連工事費(WiMAX回線との通信に係るものに限りません。)	1 利用契約回線ごとに	10,000円
(5) 接続先ドメイン名関連工事費(WiMAX回線との通信に係るものに限りません。)	1 利用契約回線ごとに	10,000円
(6) WiMAX GW関連工事費	1 利用契約回線ごとに	10,000円

第2 リモートアクセスサービス（付加機能に係るものに限ります。）に係るもの

1 適用

リモートアクセスサービス（付加機能に係るものに限ります。）に係る工事費の適用については、第29条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
（1）工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。
（2）工事費の適用除外	<p>ア リモートアクセス契約者（タイプⅡに係る者に限ります。）は、カスタマコントロールの提供に係る請求をし、その提供を受けているときは、2（工事費の額）の規定にかかわらず、ユーザID認証接続サービスの工事費の支払いを要しません。</p> <p>イ リモートアクセス契約者（タイプⅡに係る者に限ります。）は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、バックアップサービスの工事費の支払いを要しません。</p>

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 （税抜価格）
（1）ユーザID認証接続サービス	1のユーザIDごとに	100円
（2）端末番号認証接続サービスタイプⅡに係るものに限ります。）	1の端末番号ごとに	100円
（3）バックアップサービス	1利用契約回線ごとに	リモートアクセスサービス（タイプⅡ、タイプⅣ又はタイプⅦのものに限ります。）に係る工事費と同額
（4）削除	削除	削除
（5）位置情報受信サービス	1利用契約回線ごとに	5,000円

第3表 附帯サービスに関する料金等

第1 削除

第2 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記10の2（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	リモートアクセスサービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第3 カスタマコントロールに係る料金等

1 カスタマコントロールに係る料金

(1) カスタマコントロールに係る料金の適用については、別記9（カスタマコントロールの提供）の規定のとおりとします。

(2) 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
カスタマコントロール	ドメイン名（当社がリモートアクセス契約者にあらかじめ割り当てたドメイン名をいいます。）ごとに月額 ア イ以外のもの	5,000円
	イ タイプⅧ（コースⅣのものに限ります。）	10,000円

備考

1 リモートアクセス契約者（タイプⅡ（通常クラスⅤに係る者を除きます。）及びタイプⅧ（コースⅣのものを除きます。）並びに旧CPA（平成28年12月28日付附則に規定する旧タイプⅡ（エコノミークラス等）のものに限ります。）に係る者に限ります。）は、別記9の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る料金の支払いを要しません。

2 削除

- 3 旧CPA契約者（旧通常クラス等（平成28年12月28日付附則に規定する旧タイプB及び旧タイプD・通常クラスVをいいます。以下この料金表において同じとします。）に係る者に限ります。）は、別記9の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る料金（マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限ります。）の支払いを要しません。
- 4 ドメイン名の割当てについては、当社が別に定めるところによります。

## 2 カスタマコントロールに係る工事に関する費用

### （1）適用

カスタマコントロールに係る工事に関する費用の適用については、別記9（カスタマコントロールの提供）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事	費 用 の 適 用
ア 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1のリモートアクセス契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費を適用します。
イ 工事に関する費用の適用除外	<p>ア リモートアクセス契約者（タイプⅧに係る者に限ります。）は、別記9の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る工事に関する費用の支払いを要しません。</p> <p>イ リモートアクセス契約者（タイプⅡ（通常クラスV）に係る者に限ります。）又は旧CPA契約者（旧通常クラス等に係る者に限ります。）は、別記9の規定にかかわらず、カスタマコントロールに係る工事に関する費用（マトリックスパスワード認証接続サービスに係るものに限ります。）の支払いを要しません。</p>

### （2）工事に関する費用の額

区 分	単 位	工事に関する費用の額 （税抜価格）
カスタマコントロールの設定に関する工事	1の工事ごとに	5,000円

## 第4 削除

別表1 リモートアクセスサービス（ATM型又はLAN型に係るものに限ります。）の  
 伝送速度

品目	内容	品目	内容
0.5Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
2 Mb/s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
3 Mb/s	3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	200Mb/s	200.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
4 Mb/s	4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	300Mb/s	300.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	400Mb/s	400.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	500Mb/s	500.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	7.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	600Mb/s	600.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	700Mb/s	700.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	800Mb/s	800.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	900Mb/s	900.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1.0ギガビット/秒の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの		
40Mb/s	40.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの		
50Mb/s	50.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの		
60Mb/s	60.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの		
70Mb/s	70.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの		

別表2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成16年5月1日から実施します。  
(契約に関する経過措置)
- 2 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結しているものとみなします。

第7種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	EZムービーホスティングサービス
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ	リモートアクセスサービス・タイプⅠ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅡ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	リモートアクセスサービス・タイプⅣ
パケット通信ID認証接続サービス	ユーザID認証接続サービス
端末番号認証接続サービス	端末番号認証接続サービス
着信課金サービス	着信課金サービス
バックアップサービスⅡ	バックアップサービス

(その他の経過措置)

- 3 リモートアクセスサービス(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)に係る基本利用料の算定において、平成16年1月31日までに当社から割り当てを受けた又はリモートアクセス契約者(タイプⅠ又はタイプⅡのものに限ります。)から割り当ての請求があった接続先URL又は接続先ドメイン名の数3を超える場合は、その3を超える部分に係る1接続先URLまでごと又は1接続先ドメイン名までごとの加算額の適用はないものとします。
- 4 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 5 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 6 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づき行ったものとみなします
- 7 この約款実施前に、総合オープン通信網サービス契約約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づき提供しているものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年5月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年7月6日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成16年9月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から、この改正規定による改正後の約款の名称を「リモートアクセスサービス契約約款」に改めます。
- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のEZムービーホスティングサービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、当社のau動画配信サーバーホスティングサービス利用規約に規定する下表の右欄のau動画配信サーバーホスティングサービスに係る契約を締結しているものとし、その提供条件は、au動画配信サーバーホスティングサービス利用規約に定めるところによります。

EZムービーホスティングサービス・プランI	au動画配信サーバーホスティングサービス・ダウンロード・プラン1
EZムービーホスティングサービス・プランII	au動画配信サーバーホスティングサービス・ダウンロード・プラン2

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。



附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成16年12月8日から実施します。
- 2 削除

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年6月27日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結しているものとします。

リモートアクセスサービス・タイプⅡ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ・通常クラス
-------------------	-------------------------

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結しているものとします。

リモートアクセスサービス・タイプⅡ・プランⅠ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ・プランⅠ（IPアドレスの付与等の単位が29のものに限ります。）
リモートアクセスサービス・タイプⅡ・プランⅡ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ・プランⅡ（同時接続可能数の設定等の単位が29のものに限ります。）
リモートアクセスサービス・タイプⅡ・プランⅢ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ・プランⅢ（全ての接続先ドメイン名に係るIPアドレスの付与等の単位又は同時接続可能数の設定等の単位が29であるのものに限ります。）

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年12月20日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年4月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお、従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年5月11日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成19年6月29日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年3月31日から実施します。

2 平成19年10月1日付附則第4項第1号及び第5項第1号中「エコノミークラスのものを除きます。」を「通常クラスのものに限りします。」に改めます。

3 第1項の規定にかかわらず、ツアー約款又はツアー回線に関する改正規定については、平成20年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年7月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき次表の左欄のリモートアクセス契約を締結している者は、この改正規定による改正後の規定において、次表の右欄のリモートアクセス契約を締結している者とみなします。

リモートアクセス契約（タイプⅡ（エコノミークラスのものに限りします。）に係るものに限りします。）	リモートアクセス契約（タイプⅡ（エコノミークラス（コースⅠのものに限りします。）のものに限りします。）に係るものに限りします。）
--	--

3 この改正規定実施の際現に、リモートアクセス契約者が改正前の規定に基づき付与又は割り当てを受けている次表の左欄に掲げるものは、この改正規定実施の日において、改正後の規定に基づき付与又は割り当てを受けている次表の右欄に掲げるものとみなします。

リモートアクセス契約者が指定するIPアドレスとして割り当てられているIPアドレス	リモートアクセスサービス（タイプⅡ（契約者指定型のものに限りません。）のものに限りません。）において付与されているIPアドレス
当社が指定するIPアドレスとして割り当てられているIPアドレス	リモートアクセスサービス（タイプⅡ（当社指定型のものに限りません。）のものに限りません。）において付与されているIPアドレス
プランⅠに係るドメイン名、又はプランⅢに係るドメイン名（プランⅠ型ドメイン名に限りません。）	アドレスアサイン方式の選択においてキャリアアサイン方式が選択されたドメイン名
プランⅡに係るドメイン名、又はプランⅢに係るドメイン名（プランⅡ型ドメイン名に限りません。）	アドレスアサイン方式の選択においてユーザアサイン方式が選択されたドメイン名
パケット通信ID	ユーザID

4 この改正規定実施前に、この改正規定による改正があった規定に基づき行なわれた手続きその他の行為は、これに相当するこの改正規定による改正後の規定に基づき行われたものとみなします。

（その他）

5 平成19年10月1日付附則第4項第2号のイの（イ）及び第5項第2号のイの（イ）はそれぞれ次のとおり改めます。

（イ）加算額

① IPアドレスの数に係るもの

定額利用料

IPアドレス付与単位数までごとに月額

区 分	料 金 額（税抜価格）
契約者指定型のもの	12,000円
当社指定型のもの	3,000円

② 接続先ドメイン名の数に係るもの

定額利用料

1 接続先ドメイン名までごとに月額

	税抜価格 3,000円
--	-------------

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成21年8月17日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する下表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する下表の右欄の契約を締結しているものとします。

リモートアクセス契約 タイプⅡ エコノミークラス プランⅠ プランⅡ	リモートアクセス契約 タイプⅡ エコノミークラス 契約者指定型 当社指定型
--	---

- 3 平成20年7月10日付附則第3項中「改正前の規定に基づきリモートアクセス契約者が付与又は割り当てを受けている次表の左欄に掲げるものは、改正後の規定においては、改正後の規定に基づき付与又は割り当てている」とあるのを「リモートアクセス契約者が改正前の規定に基づき付与又は割り当てを受けている次表の左欄に掲げるものは、この改正規定実施の日において、改正後の規定に基づき付与又は割り当てを受けている」に、次表の左欄に掲げるものを次表右欄に掲げるものにそれぞれ変更します。

リモートアクセスサービス（タイプⅡ（プランⅠのものに限ります。）のものに限ります。）において割り当てられているIPアドレス	リモートアクセスサービス（タイプⅡ（契約者指定型のものに限ります。）のものに限ります。）において付与されているIPアドレス
リモートアクセスサービス（タイプⅡ（プランⅡのものに限ります。）のものに限ります。）において割り当てられているIPアドレス	リモートアクセスサービス（タイプⅡ（当社指定型のものに限ります。）のものに限ります。）において付与されているIPアドレス

- 4 平成20年7月10日付附則第5項中「プランⅠ」とあるのは「契約者指定型」に、「プランⅡ」とあるのは「当社指定型」にそれぞれ変更します。

- 5 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供しているタイプⅡ（通常クラス）の高速デジタル型（特定アクセスポイントを介して利用契約回線と相互に接続する電気通信回線が当社のIPVPNサービスに係るものであるものに限ります。以下この項において同じとします。）、ATM型（特定アクセスポイントを介して利用契約回線と相互に接続する電気通信回線が当社のIPVPNサービスに係るものであるものに限ります。以下この項において同じとします。）若しくはLAN型のリモートアクセスサービス又はタイプⅡ（エコノミークラス・コースⅡ）のATM型に関する品目及び基本額については、次に掲げるとおりとし、その他の提供条件は、この改正規定による改正後の約款に定めるタイプⅡに関する提供条件に準ずるものとします。

(1) 品目

ア 高速デジタル型のもの

品 目	内 容
64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの

384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1. 152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1. 536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考

リモートアクセスサービスに係る通信は、別記1に定める提供区間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント又は特定アクセスポイントを介してリモートアクセス網と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。以下イ及びウにおいて同じとします。

イ ATM型（当社のIPVPNサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行うリモートアクセスサービス（高速デジタル型となるものを除きます。）をいいます。以下この表において同じとします。）に係る品目

品 目	内 容
0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの

備考

- タイプII（エコノミークラス・コースI）のものについては、その品目が10Mb/s以下のもの又は20Mb/sのもの若しくは30Mb/sのものに限り、提供します。
- 当社のIPVPNサービスと接続する利用契約回線を使用して行うATM型（タイプII（エコノミークラス・コースII）のものに限り、提供します。

ウ LAN型のもの

品 目	内 容
1Mb/s並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの及び20Mb/sから10Mb/sごとに50Mb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの

(2) 基本額

ア 高速デジタル型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額（税抜価格）
64Kb/s	7,000円
128Kb/s	11,000円
192Kb/s	35,000円
256Kb/s	37,000円
384Kb/s	39,000円
512Kb/s	41,000円
768Kb/s	43,000円

1 Mb/s	45,000円
1.5 Mb/s	48,000円

イ ATM型のもの

(ア) 通常クラスのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5 Mb/s	41,000円
1 Mb/s	45,000円
1 Mb/s を超え 30 Mb/s までのもの	45,000円に、1 Mb/s を超える 1 Mb/s までごとに5,000円を加算した額
30 Mb/s を超え 135 Mb/s までのもの	190,000円に、30 Mb/s を超える 1 Mb/s までごとに6,000円を加算した額

(イ) エコノミークラス (コースⅡのものに限ります。) のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

税抜価格 500円	
-----------	--

ウ LAN型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
1 Mb/s	45,000円
1 Mb/s を超え 10 Mb/s までのもの	45,000円に、1 Mb/s を超える 1 Mb/s までごとに5,000円を加算した額
20 Mb/s	140,000円
30 Mb/s	190,000円
40 Mb/s	250,000円
50 Mb/s	310,000円

6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

7 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年6月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、リモートアクセスサービス契約者は、別記10の2の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年11月20日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により当社が提供しているデータ快速サービスに関する取扱いは、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年4月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成23年5月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供しているタイプⅣの高速デジタル型又はATM型のリモートアクセスサービスに関する品目及び料金額については、次に掲げるとおりとし、その他の提供条件は、この改正規定



による改正後の約款に定めるタイプⅣに関する提供条件に準ずるものとします。

(1) 品目

ア 高速デジタル型に係る品目

品 目	内 容
64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1.152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考

リモートアクセスサービスに係る通信は、別記1に定める提供区間で行うことができます。この場合において、当社は、相互接続点、アクセスポイント又は特定アクセスポイントを介してリモートアクセス網と接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証するものではありません。以下イまでにおいて同じとします。

イ ATM型に係る品目

品 目	内 容
0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの

(2) 料金額

ア 高速デジタル型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
64Kb/s	30,000円
128Kb/s	33,000円
192Kb/s	44,000円
256Kb/s	58,000円
384Kb/s	62,000円
512Kb/s	73,000円
768Kb/s	88,000円
1Mb/s	110,000円
1.5Mb/s	150,000円

イ ATM型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
30Mb/sまでのもの	240,000円
30Mb/sを超え135Mb/sまでのもの	240,000円に、30Mb/sを超える1Mb/sまでごとに6,000円を加算した額

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年5月7日から実施します。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月11日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年6月25日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年7月23日から実施します。  
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成24年11月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年12月17日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正約款による改正前の約款に規定するリモートアクセスサービス（タイプⅢのものに限ります。）に係る契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替する電気通信サービスの利用を開始できない場合であって、当社の業務の遂行上支障がないリモートアクセスサービスについては、平成25年1月31日までに於いて、なお従前のおり取扱います。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年5月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年12月2日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年2月1日から実施します。

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年3月17日から実施します。

ただし、この改正規定中、別記9に定める証明書認証接続サービスに係るカスタマコントロール機能の提供に関するものについては、平成26年3月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年3月24日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年5月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成26年5月19日から実施します。

附 則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年7月28日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年10月1日から実施します。

(附則の改正)

- 2 平成16年5月1日付附則第2項を次のとおりに改めます。

(契約に関する経過措置)

- 2 この約款実施の際現に、総合オープン通信網サービス契約約款に規定する下表の左欄の総合オープン通信網サービスに係る契約を締結している者は、この約款実施の日において、この約款に規定する下表の右欄のリモートアクセスサービスに係る契約を

締結しているものとみなします。

第7種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	EZムービーホスティングサービス
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅠ	リモートアクセスサービス・タイプⅠ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅡ	リモートアクセスサービス・タイプⅡ
第8種総合オープン通信網サービス・タイプⅣ	リモートアクセスサービス・タイプⅣ
パケット通信ID認証接続サービス	ユーザID認証接続サービス
端末番号認証接続サービス	端末番号認証接続サービス
着信課金サービス	着信課金サービス
バックアップサービスⅡ	バックアップサービス

(経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款の規定により提供しているワンタイムパスワード認証接続サービス、セキュアコンタクトサービスⅠ若しくはセキュアコンタクトサービスⅡ又はアクセスログのうち、契約者の責めに帰すことのできない事由により、ただちに代替する電気通信サービス等の利用を開始できないものであって、この改正規定実施の日以降もなお従前のおり取り扱うことについて、当社の業務の遂行上著しい支障がないものに関する提供条件は、当分の間、この約款の規定にかかわらず、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

#### 附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年12月19日から実施します。
- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の約款に定める次表の左欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に定める次表右欄のリモートアクセスサービスに係る契約に移行したものとみなします。

タイプⅡ（エコノミークラス・コースⅡ） （10Mb/sの品目のものに限ります。）	タイプⅡ（エコノミークラス・コースⅡ） （10Mb/sベストエフォートの品目のものに限ります。）
---	---

- 3 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款に規定する次表の左欄の付加機能の提供を受けているリモートアクセスサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に規定する次表の右欄の付加機能の提供を受けているリモートアクセスサービスに係る契約に移行したものとします。

位置情報受信サービス	位置情報受信サービス（当社指定型のものに限ります。）
------------	----------------------------

#### 附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成27年3月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定実施前の約款に定める次表の左欄のリモートアクセスサービスに係る契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、この改正規定による改正後の約款に定める次表右欄のリモートアクセスサービスに係る契約に移行したものとみなします。

タイプⅦ	タイプⅦ（特定取扱所交換設備を用いて提供するものに限り。）
------	-------------------------------

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

(附則の改正)

2 平成16年12月8日付附則第1項ただし書を削り、及び同第2項を「削除」に改めます。

(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年12月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款（以下この附則において「旧約款」といいます。）の規定により当社が提供している次表左欄のサービスに係るリモートアクセスサービス契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄のサービスに係るリモートアクセスサービス契約に移行したものとします。

タイプⅡ カテゴリー3（タイプD）	タイプⅡ
----------------------	------

通常クラスV エコノミークラスV	通常クラスV エコノミークラスV
---------------------	---------------------

3 この改正規定実施の際現に、旧約款の規定により当社が提供している次表左欄のサービスに係るリモートアクセスサービス契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄のサービス（以下この附則において「旧CPA」といいます。）に係るリモートアクセスサービス契約（以下この附則において「旧CPA契約」といいます。）に移行したものとします。

タイプII カテゴリー1 通常クラス（タイプB） エコノミークラス（タイプA） コースI コースII カテゴリー2（タイプD） 通常クラスV エコノミークラスV コースII	旧タイプII 旧カテゴリー1 旧タイプB 旧タイプA 旧コースI 旧コースII 旧タイプD 旧通常クラスV 旧エコノミークラスV 旧コースII
---	--

4 この改正規定実施の日において、旧約款に定める次表左欄の付加機能（前項の左欄に定めるタイプIIに係るものに限ります。）は次表右欄に定める付加機能（以下この附則において「旧付加機能」といいます。）に移行したものとします。

ユーザID認証接続サービス	旧ユーザID認証接続サービス
端末番号認証接続サービス	旧端末番号認証接続サービス
バックアップサービス	旧バックアップサービス
位置情報受信サービス	旧位置情報受信サービス
マトリックスパスワード認証接続サービス	旧マトリックスパスワード認証接続サービス
OS毎アクセス制御機能提供サービス	旧OS毎アクセス制御機能提供サービス

5 前2項の規定により提供する旧CPA又は旧付加機能に係る提供条件等は、次に掲げるものを除き、前2項の表の左欄に定めるサービス又は付加機能に係る従前の例によります。

(1) 基本利用料

ア 適用

旧CPAに係る基本利用料の適用については、第28条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 品目に係る料金の適用	<p>当社は、旧CPAに係る料金額を適用するにあたって、以下のとおり、品目等を定めます。この場合、当社は、利用契約回線の品目等と、その利用契約回線と特定アクセスポイントを介して接続する電気通信回線（当社の専用サービス、デジタルデータサービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。）の品目等とが異なることとなる旧CPAについては、提供しません。</p> <p>（ア）高速デジタル型（当社的高速デジタル伝送サービス又はIPVPNサービス（次表に定める符合伝送速度に相応す</p>

るものに限ります。)に係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧CPAをいいます。以下同じとします。)に係る品目

品 目	内 容
64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1. 152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(イ) ATM型 (当社のIPVPNサービス (当社が別に定めるATM型のものに限ります。)に係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧CPAをいいます。以下同じとします。)に係る品目

品 目	内 容
0.5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの

備考

- 1 当社のIPVPNサービスと接続する利用契約回線を使用して行うATM型 (旧タイプA (旧コースI)のものに限ります。)は、その品目が10Mb/s以下のもの又は20Mb/sのもの若しくは30Mb/sのものに限り、提供します。
- 2 当社のIPVPNサービスと接続する利用契約回線を使用して行うATM型は、旧タイプA (旧コースI)のものに限り、提供します。

(ウ) LAN型 (当社のIPVPNサービス (当社が別に定めるものに限ります。)又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧C



	<p>PAをいいます。以下同じとします。)に係る品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの</td> <td>料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 削除</p> <p>2 当社のIPVPNサービス又は第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する利用契約回線を使用して行うLAN型(旧タイプA(旧コースⅡ)のものに限り)は、上欄にかかわらず次の品目のものに限り、提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sベストエフォート</td> <td>最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 当社の第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する利用契約回線を使用して行うLAN型(旧タイプD・エコノミークラスVのものに限り)は、上欄にかかわらず次の品目のものに限り、提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/sベストエフォート</td> <td>最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 100Mb/sを超える品目は、当社の第1類ワイドエリアバーチャルスイッチサービスと接続する利用契約回線を使用して行う旧タイプB又は旧タイプD(旧通常クラスVのものに限り)は、以下この附則において「旧タイプD・通常クラスV」といいます。)のものに限り提供します。</p> <p>5 LAN型は旧タイプA(旧コースⅠ)については提供しません。</p>	品 目	内 容	0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	10Mb/sベストエフォート	最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの	品 目	内 容	100Mb/sベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの
品 目	内 容												
0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの												
品 目	内 容												
10Mb/sベストエフォート	最大10メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの												
品 目	内 容												
100Mb/sベストエフォート	最大100メガビット/秒までの符号伝送が可能なものであって符号伝送速度を保証しないもの												
(2) 通信の態様による細目等	旧CPA契約者は旧CPAに係る通信の態様による細目等の変更の請求をすることができます。												

の変更		
(3) サービスクラスの変更	<p>ア 旧CPA契約者は、旧CPAに係るサービスクラスの変更の請求をすることができます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	
(4) アサイン用IPアドレス付与区分に係る料金の適用	<p>ア 当社は、旧CPAに係る料金額を適用するにあたって、下表の区分（以下「アサイン用IPアドレス付与区分」といいます。）を定めます。</p>	
	区 分	内 容
	契約者指定型 （お客様指定アドレス）	その旧CPAにおいて、旧CPA契約者が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限りま
	当社指定型 （KDDI指定アドレス）	その旧CPAにおいて、当社が指定するIPアドレス（当社が別に定めるもの以外のものに限りま
	備考	
	<p>ア 旧CPA契約者は、そのアクセスポイントにおいて利用する接続先ドメイン名ごとに、アサイン用IPアドレス付与区分を指定して、利用するIPアドレスの付与を請求していただきます。</p> <p>イ 当社は、アの請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除き、次表右欄に定める数を単位とするIPアドレス群（以下「IPアドレスセット」といいます。）の付与を行います。</p>	
	アサイン用IPアドレス付与区分	IPアドレスの数
	契約者指定型 （お客様指定アドレス）	252
	当社指定型 （KDDI指定アドレス）	29
	備考	
	<p>ア 旧CPA契約者（旧タイプDに係る者に限りま</p> <p>イ 旧CPA契約者（旧タイプDに係る者に限りま</p>	
	<p>ウ 当社指定型を選択する旧CPA契約者から特段の要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合、当社は、当社が別に定める条件でIPアドレスの使用を承諾することがあります。</p>	

	<p>イ リモートアクセス契約者は、アサイン用IPアドレス付与区分について変更の請求をすることができます。</p> <p>ウ 当社は、この欄に定める請求があったときは、第8条（リモートアクセス契約の申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>
<p>(5) 基本利用料の算定</p>	<p>ア 旧CPAに係る基本利用料は、1の基本額に、次の（ア）、（イ）及び（ウ）に基づき算定した全ての加算額を加算して算定します。</p> <p>（ア）IPアドレスセットの数に応じた加算額の算定 付与されたIPアドレスセットの数に基づき算定します。 この場合において、当社指定型に係る加算額については、付与されたIPアドレスセットの数が1を超える場合に、付与されたIPアドレスセット（1を超える部分のものに限り）の数に基づき算定します。</p> <p>（イ）接続先ドメイン名の数に応じた加算額の算定 接続先ドメイン名の数が3を超える場合に、接続ドメイン名（3を超える部分のものに限り）の数に基づき算定します。</p> <p>（ウ）ユーザIDの数に応じた加算額の算定 旧タイプII（エコノミークラス等）（旧タイプA（旧コースII）及び旧タイプD・エコノミークラスVをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るユーザIDの数が1を超える場合に、ユーザID（1を超える部分のものに限り）の数に基づき算定します。</p>
<p>(6) 基本額と9までの追加ユーザIDに係る加算額の減額適用</p>	<p>ア 当社は、その料金月に、ウに掲げる不承諾条件のいずれにも該当しない場合、基本額と9までの追加ユーザID（旧CPA契約者が指定した1のユーザID（当該指定がないときは当社が指定したものとします。）以外のユーザIDをいいます。以下同じとします。）に係る加算額の減額適用（旧CPA契約者からあらかじめ指定のあった旧タイプA（旧コースII）において、（5）欄に基づき算定した基本利用料から、基本額と9までの追加ユーザIDに係る加算額との合計額（以下「割引額」といいます。）を減じる取扱いをいいます。以下この欄において「本割引」といいます。）を行います。</p> <p>イ 本割引の適用を受けようとする旧CPA契約者は、当社所定の方法により、当社に申し出ていただきます。</p> <p>ウ 当社は、イの申出があった場合、次のいずれか（以下この欄において「不承諾条件」といいます。）に該当する場合を除き、その申出を承諾します。</p> <p>（ア）その旧CPA契約者が、その料金月に、他の旧CPA契約において、本割引の適用を受けているとき。</p> <p>（イ）その旧CPA契約者が第23条（リモートアクセスサービスの利用停止）の規定により旧CPAの利用を停止されているとき。</p>

	<p>(ウ) 旧CPA契約者がこの約款の適用に違反し、又は違反するおそれがあるとき。</p> <p>(エ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>エ 当社は、ウの承諾を行った場合、その承諾した日が属する料金月の初日（その料金月中の初日以外の日から本割引に係る旧CPAの提供を開始したときは、その開始日とします。）から、旧CPA契約者が本割引の終了の申出を行った日が属する料金月の末日までの期間について、本割引を適用します。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、その事由が生じた日が属する料金月の前料金月の末日をもって本割引の適用を廃止します。</p> <p>(ア) 契約者の地位の承継があったとき。</p> <p>(イ) 旧CPAの接続休止又は利用停止があったとき。</p> <p>(ウ) 旧CPA契約の解除があったとき。</p> <p>(エ) サービスクラスの変更があったとき。</p> <p>(オ) その他ウに規定する不承諾条件のいずれかに該当したとき。</p> <p>カ 追加ユーザIDの数が10以上ある場合、当社は、日割等による減額の少ないものから順に特定した9の追加ユーザIDによって割引額の計算を行うものとします。</p>
--	--

イ 料金額

(ア) 基本額

① 旧タイプB

I ATM型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	41,000円
1Mb/s	45,000円
1Mb/sを超え30Mb/sまでのもの	45,000円 に、 1Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 5,000円 を 加算した額
30Mb/sを超え135Mb/sまでのもの	190,000円 に、 30Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 6,000円 を 加算した額

II LAN型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	39,000円
1Mb/s	43,000円

2 Mb/s	48,000円
2 Mb/s を超え 10 Mb/s までのもの	48,000円 に、 2 Mb/s を超える 1 Mb/s までごとに 3,000円 を 加算した額
20 Mb/s	102,000円
30 Mb/s	132,000円
40 Mb/s	162,000円
50 Mb/s	192,000円
60 Mb/s	222,000円
70 Mb/s	252,000円
80 Mb/s	282,000円
90 Mb/s	312,000円
100 Mb/s	342,000円
200 Mb/s	432,000円
300 Mb/s	606,000円
400 Mb/s	780,000円
500 Mb/s	954,000円
600 Mb/s	1,128,000円
700 Mb/s	1,302,000円
800 Mb/s	1,476,000円
900 Mb/s	1,650,000円
1 Gb/s	1,824,000円

② 旧タイプA  
I 旧コースIのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	30,000円
1Mb/s	38,000円
2Mb/s	54,000円
3Mb/s	70,000円
4Mb/s	86,000円
5Mb/s	102,000円
6Mb/s	118,000円
7Mb/s	134,000円
8Mb/s	150,000円
9Mb/s	166,000円
10Mb/s	182,000円
20Mb/s	342,000円
30Mb/s	502,000円

II 旧コースIIのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
10Mb/s ベストエフォート	500円

② 旧タイプD  
I 旧通常クラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	39,000円
1Mb/s	43,000円
2Mb/s	48,000円
2Mb/s を超え 10Mb/s までのもの	48,000円 に、 2Mb/s を超える 1Mb/s までごとに 3,000円 を 加算した額
20Mb/s	102,000円
30Mb/s	132,000円
40Mb/s	162,000円
50Mb/s	192,000円
60Mb/s	222,000円

70Mb/s	252,000円
80Mb/s	282,000円
90Mb/s	312,000円
100Mb/s	342,000円
200Mb/s	432,000円
300Mb/s	606,000円
400Mb/s	780,000円
500Mb/s	954,000円
600Mb/s	1,128,000円
700Mb/s	1,302,000円
800Mb/s	1,476,000円
900Mb/s	1,650,000円
1Gb/s	1,824,000円

I 旧エコノミークラスVのもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s ベストエフォート	500円

(イ) 加算額

① IPアドレスの付与単位数に係るもの

定額利用料

IPアドレスの付与単位数ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
100Mb/s ベストエフォート	500円

② 接続先ドメイン名の数に係るもの

定額利用料

1 接続先ドメイン名ごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
3,000円

③ ユーザIDの数に係るもの

定額利用料

1 ユーザIDごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
500円

(2) 旧付加機能利用料

ア 適用

旧付加機能利用料の適用については、第28条（定額利用料の支払義務）の規定に

よるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
アサイン用IPアドレス付与区分に係る料金の適用	(1) (基本利用料) ア (適用) (4) (アサイン用IPアドレス付与区分に係る料金の適用)の規定は、イ (料金額) エに規定する位置情報受信サービスに係る付加機能利用料の適用において準用します。

イ 料金額

区 分	単 位	料 金 額
ア 旧ユーザID認証接続サービス	1のユーザIDにつき月額	税抜価格200円
備考	<p>(ア) 本サービスは、旧CPA契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、旧CPA契約者(旧タイプⅡ(エコノミークラス等)に係る者に限り)は、第28条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>(ウ) 当社は、1のユーザIDごとに旧CPA契約者が指定する1のパスワードを当社の認証装置に登録します。</p> <p>(エ) 本サービスに係る旧CPA契約者は、マトリックスパスワード認証接続サービスを利用することはできません。</p> <p>(オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>	
イ 旧端末番号認証接続サービス	1の端末番号につき月額	税抜価格300円
備考	<p>(ア) 本サービスは、旧CPA契約者(カスタマーコントロールの利用に係るものに限り)に限り提供します。この場合において、旧CPA契約者(旧タイプⅡ(エコノミークラス等)に係る者に限り)は、本欄及び第19条(付加機能の提供)の規定にかかわらず、本サービスの利用の請求を要しません。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が</p>	



	<p>料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>ただし、旧CPA契約者（旧タイプⅡ（エコノミークラス等）に係る者に限り、）は、第28条（定額利用料の支払義務）の規定にかかわらず、本サービスに係る定額利用料の支払いを要しません。</p> <p>（ウ）本サービスを利用する旧CPA契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出ていただきます。</p> <p>（エ）当社は、本サービス（旧タイプⅡ（エコノミークラス等）に係るものに限ります。以下この（エ）において同じとします。）を提供している旧CPAの利用の一時中断があったときは、第20条（付加機能の利用の一時中断）の規定にかかわらず、本サービスに係る旧CPA契約者から請求があったものとみなして本サービスに係る付加機能の利用の一時中断を行います。</p> <p>（オ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
<p>ウ 旧 バック アップ サービス</p>	<p>本サービスの利用の請求をした旧CPA契約者に係る利用契約回線（特定アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。）に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その旧CPA契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してその旧CPAを利用することができるようにするもの</p>	<p>1 利用契約回線ごとに月額</p>	<p>旧CPAに係る基本額と同額</p>
<p>備考</p>	<p>（ア）本サービスは、旧CPA契約者（旧タイプB又は旧タイプD・通常クラスV）に限り提供します。</p> <p>（イ）当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、旧CPAと同一の品目を定めます。</p> <p>（ウ）本サービスにおいて、予備の利用契約回線の品目に係る符号伝送速度が利用契約回線（予備のものを除きます。）の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</p> <p>（エ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

<p>エ 旧位置情報受信サービス</p>	<p>ロケーションサーバ（位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）の算出を行うために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に接続し、位置情報を取得した端末設備（au回線に接続されているものに限ります。）から、その位置情報の通知を受けることができるもの （定額利用料） ① 当社指定型（KDDI指定アドレス）の場合  ② 契約者指定型（お客様指定アドレス）の場合</p>	<p>IPアドレスの付与単位数ごとに月額  IPアドレスの付与単位数ごとに月額</p>	<p>税抜価格15,000円  税抜価格120,000円</p>
<p>備考</p>	<p>（ア）本サービス（当社指定型に限ります。）は、旧CPA契約者に限り提供します。 （イ）本サービス（契約者指定型に限ります。）は、旧CPA契約者（旧タイプDのものに限ります。）に限り提供します。 （ウ）本サービスに係る料金額は、利用のあったIPアドレスの数が料金月において最大となる数について適用します。 （エ）当社は、本サービスにより通知を受けた位置情報の精度を保証しません。 （オ）当社は、本サービスにより通知を受けた位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず、一切の責任を負わないものとします。 （カ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

オ 旧マトリックスパスワード認証接続サービス	本サービスの利用の請求をした旧CPA契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って、ユーザID及びマトリックスパスワードを当社が認証することにより通信を行うことができるようにするもの	1ユーザIDごとに月額	税抜価格200円
カ 旧OS毎アクセス制御機能提供サービス	特定アクセスポイントを介して行う通信の送信先IPアドレスが指定IPアドレス（本サービスを利用する旧CPA契約者が、オペレーティングソフトウェア（以下この欄において「指定オペレーティングソフトウェア」といいます。）毎に通信可能な宛先としてあらかじめ指定したIPアドレスをいいます。以下この欄において同じとします。）である場合に限り、通信することができるようにする機能	1の指定オペレーティングソフトウェアごとに月額	税抜価格10,000円
備考	<p>（ア）本サービスは、旧CPA契約者（旧タイプB又は旧タイプD・通常クラスVに係る者に限ります。以下この欄において同じとします。）に限り提供します。</p> <p>（イ）本サービスに係る料金額は、利用のあったユーザIDの数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>（ウ）当社は、1のユーザIDに対応するマトリックスパスワードの情報を当社の認証装置に登録します。</p> <p>（オ）本サービスに係る旧CPA契約者は、ユーザID認証接続サービスを利用することはできません。</p> <p>（カ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
備考	<p>（ア）本サービスは、旧CPA契約者に限り提供します。</p> <p>（イ）本サービスを利用する旧CPA契約者は、あらかじめ当社が別に定める方法により、指定オペレーティングソフトウェア及び指定IPアドレスを指定していただきます。</p> <p>（ウ）1の利用契約回線において指定可能な指定IPアドレスの上限数は、10とします。</p> <p>（エ）本サービスに係る旧CPA契約者は、NAT機能提供サービスを利用することはできません。</p> <p>（オ）本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		

(3) 工事費

第1 旧CPA（旧付加機能に係るものを除きます。）に係るもの

ア 適用

旧CPA（旧付加機能に係るものを除きます。）に係る工事費の適用については

、第29条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
（１）工事費の適用	工事費は、利用契約回線ごとに適用します。
（２）同時に２以上の工事を施工する場合の工事費の適用	１の旧CPA契約者からの申込み又は請求により、同時に２以上の工事（位置情報受信サービスに関する工事を含みます。）を施工する場合は、イ（工事費の額）の区分ごとに、それらの工事費のうち、１の工事の工事費を適用します。
（３）旧CPAの品目等の変更、利用契約回線の移転の場合の工事費の適用	旧CPAの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。
（４）IPアドレス関連工事の適用	IPアドレス関連工事は、IPアドレス又はIPアドレスの数の設定、変更等に関する工事について、適用します。
（５）接続先ドメイン名関連工事の適用	接続先ドメイン名関連工事は、接続先URL若しくは接続先ドメイン名の設定又は接続先URLの数、接続先ドメイン名の数若しくはそれらの設定の変更等に関する工事について、適用します。
（６）WiMAX GW関連工事の適用	WiMAX GW関連工事は、利用契約回線がWiMAX回線と通信を行うために必要な情報の設定又はその設定の変更等に関する工事について、適用します。

イ 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 利用契約回線の設置、旧CPAの品目等の変更、利用契約回線の移転、旧CPAの利用の一時中断若しくはその再開、取扱所交換設備の設定、変更等、IPアドレス(WiMAX回線との通信に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)、若しくはIPアドレスの数の設定、変更等、接続先URL若しくは接続先URLの数の設定、変更等又は接続先ドメイン名(WiMAX回線との通信に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)若しくは接続先ドメイン名の数の設定、変更等に関する工事	1 利用契約回線ごとに	5,000円
(2) IPアドレス関連工事(WiMAX回線との通信に係るものに限ります。)	1 利用契約回線ごとに	10,000円
(3) 接続先ドメイン名関連工事(WiMAX回線との通信に係るものに限ります。)	1 利用契約回線ごとに	10,000円
(4) WiMAX GW関連工事	1 利用契約回線ごとに	10,000円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年3月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成29年3月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、この改正規定による改正前の約款(以下この附則において「旧約款」といいます。)の規定により当社が提供している次表左欄のリモートアクセスサービスに係るリモートアクセスサービス契約は、この改正規定実施の日において、次表右欄のリモートアクセスサービス(以下この附則において「旧リモートアクセスサービス」といいます。)に係るリモートアクセスサービス契約(以下この附則において「旧リモートアクセス契約」といいます。)に移行したものとします。

タイプI	旧タイプI
タイプVI	旧タイプVI

- 3 この改正実施の日において、旧約款に定める次表左欄の付加機能(前項の左欄に定め

るリモートアクセスサービスに係るものに限ります。)は次表右欄に定める付加機能(以下この附則において「旧付加機能」といいます。)に移行したものとします。

付加機能 端末番号認証接続サービス バックアップサービス 利用制限オプションサービス	旧付加機能 旧端末番号認証接続サービス 旧バックアップサービス 旧利用制限オプションサービス
---	---

4 この改正実施の日において、旧約款に定める次表左欄の付帯サービス(第2項の左欄に定めるリモートアクセスサービスに係るものに限ります。)は次表右欄に定める付帯サービス(以下この附則において「旧付帯サービス」といいます。)に移行したものとします。

IPアドレス又はドメイン名に関する申請手続きの代行等 カスタマーコントロール	旧代行サービス  旧カスタマーコントロール
---	-----------------------------

5 前3項の規定により提供する旧リモートアクセスサービス、旧付加機能又は旧付帯サービスに係る提供条件等は、次に掲げるものを除き、前3項の表の左欄に定めるサービス、付加機能又は付帯サービスに係る従前の例によります。

(1) 基本利用料

ア 適用

旧リモートアクセスサービスに係る基本利用料の適用については、第28条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
1 品目に係る料金の適用	<p>当社は、旧リモートアクセスサービスに係る料金額を適用するにあたって、以下のとおり、品目等を定めます。この場合、当社は、利用契約回線の品目等と、その利用契約回線と特定アクセスポイントを介して接続する電気通信回線(当社の専用サービス、デジタルデータサービス又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係るものに限ります。)の品目等とが異なることとなる旧リモートアクセスサービスについては、提供しません。</p> <p>(ア) 高速デジタル型(当社の高速デジタル伝送サービス又はIPVPNサービス(次表に定める符合伝送速度に相応するものに限ります。)に係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧リモートアクセスサービスをいいます。以下この附則において同じとします。)に係る品目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64Kb/s</td> <td>64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>128Kb/s</td> <td>128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>192Kb/s</td> <td>192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256Kb/s</td> <td>256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384Kb/s</td> <td>384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容												
64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの												
128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの												
192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの												
256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの												
384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの												

	512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1. 152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
	1. 5Mb/s	1. 536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
<p>(イ) ATM型（当社のIPVPNサービス（当社が別に定めるATM型のものに限ります。）に係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧リモートアクセスサービスをいいます。以下この附則において同じとします。）に係る品目</p>		
	品目	内容
	0. 5Mb/s及び1Mb/sから1Mb/sごとに135Mb/sまでのもの	附則別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの
<p>(ウ) LAN型（当社のIPVPNサービス（当社が別に定めるものに限ります。）又はワイドエリアバーチャルスイッチサービスに係る電気通信回線と接続する利用契約回線を使用して行う旧リモートアクセスサービスをいいます。以下同じとします。）に係る品目</p>		
	品目	内容
	0. 5Mb/sのもの並びに1Mb/sから1Mb/sごとに10Mb/sまでのもの、20Mb/sから10Mb/sごとに100Mb/sまでのもの及び200Mb/sから100Mb/sごとに1Gb/sまでのもの	料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なもの

<p>2 タイプに係る料金の適用</p>	<p>ア 旧タイプIに係る通信（アクセスポイントに係るものに限ります。）は、a uデュアルに係るa u回線から発信するものに限りに取り扱います。</p> <p>イ 旧タイプVIに係る通信（アクセスポイントに係るものに限ります。）は、第1種BREW. NET機能（a u約款に規定する第1種BREW. NET機能をいいます。以下この附則において同じとします。）又は第2種BREW. NET機能（a u約款に規定する第2種BREW. NET機能をいいます。以下この附則において同じとします。）を利用しているa u回線から発信するものに限りに取り扱います。</p> <p>ウ 旧タイプI及び旧タイプVI（（2）（付加機能利用料）のイ欄に規定する旧端末番号認証接続サービスと同エ欄に規定する旧バックアップサービスとを利用するものを除きます。）は、LAN型については、提供しません。</p> <p>エ 旧タイプVI（（2）（付加機能利用料）のア欄に規定する旧端末番号認証接続サービスと同エ欄に規定する旧バックアップサービスとを利用するものに限ります。）は、高速デジタル型及びATM型については、提供しません</p>
<p>3 基本利用料の算定</p>	<p>ア 旧リモートアクセスサービス（旧タイプIのものに限ります。）に係る基本利用料は、当社が割り当てる接続先のURL（以下、この附則において「接続先URL」といいます。）の数が3までの場合は、1の基本額のみとし、当社が割り当てる接続先URLの数が3を超える場合は、1の基本額に、1接続先URL（当社が割り当てる接続先URLの数が3を超える部分のものに限ります。）までごとに1の加算額を加算して算定します。</p> <p>イ 旧リモートアクセス契約者は、コースの変更を行った料金月については、その料金月の初日に選択されているコースに係る基本利用料の支払いを要します。</p>

イ 料金額

（ア）旧タイプIのもの

① 基本額

I 高速デジタル型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
64Kb/s	30,000円
128Kb/s	33,000円
192Kb/s	44,000円
256Kb/s	58,000円
384Kb/s	62,000円
512Kb/s	73,000円
768Kb/s	88,000円
1Mb/s	110,000円
1.5Mb/s	150,000円



Ⅱ ATM型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
30Mb/sまでのもの	240,000円
30Mb/sを超え135Mb/sまでのもの	240,000円 に、 30Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 6,000円 を 加算した額

② 加算額

定額利用料

1 接続先URLまでごとに月額

料 金 額 (税抜価格)
3,000円

(イ) 旧タイプVIのもの

① 高速デジタル型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
64Kb/s	7,000円
128Kb/s	11,000円
192Kb/s	35,000円
256Kb/s	37,000円
384Kb/s	39,000円
512Kb/s	41,000円
768Kb/s	43,000円
1Mb/s	45,000円
1.5Mb/s	48,000円

② ATM型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0.5Mb/s	41,000円
1Mb/s	45,000円
1Mb/sを超え30Mb/sまでのもの	45,000円 に、 1Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 5,000円 を 加算した額
30Mb/sを超え135Mb/sまでのもの	190,000円 に、 30Mb/sを超える1Mb/sまでごとに

	6,000円 を 加算した額
--	-------------------

③ LAN型のもの

定額利用料

1 利用契約回線ごとに月額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
0. 5Mb/s	41,000円
1Mb/s	45,000円
2Mb/s	50,000円
2Mb/sを超え10Mb/sまでのもの	50,000円 に、 2Mb/sを超える1Mb/sまでごとに 5,000円 を 加算した額
20Mb/s	140,000円
30Mb/s	190,000円
40Mb/s	250,000円
50Mb/s	310,000円
60Mb/s	370,000円
70Mb/s	430,000円
80Mb/s	490,000円
90Mb/s	550,000円
100Mb/s	610,000円

(2) 付加機能利用料

ア 適用

旧付加機能に係る付加機能利用料の適用については、第28条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

イ 料金額

ア 旧 端 末 番 号 認 証 接 続 サ ー ビ ス	a u回線からの着信があった際に、本サービスの利用の請求をした旧リモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ送信されたその旧リモートアクセス契約者（旧タイプIに係る者に限ります。）が指定した端末番号（a u回線に係る端末設備を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下このア欄において同じとします。）又はその旧リモートアクセス契約者（旧タイプVIに係る者に限ります。）が指定した電話番号（a u回線に係るものに限りません。以下このア欄において同じとします。）を当社が認証することにより、通信を行うようにすることができるもの (ア) 旧タイプIに係るもの（定額利用料	1の端末番号	税抜価格200円
--	--	--------	----------

	<p>)</p> <p>(イ) 旧タイプVIに係るもの (定額利用料)</p>	<p>につき月額</p> <p>1の電話番号 につき月額</p>	<p>税抜価格200円</p>
備考	<p>(ア) 本サービスは、旧リモートアクセス契約者 (旧タイプI (当社が別に定めるものに限ります。)) 又は旧タイプVI (旧カスタマーコントロールの利用に係るものに限ります。)) に係る者に限ります。) 限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る料金額は、利用のあった端末番号又は電話番号の数が料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>(ウ) 本サービスを利用する旧リモートアクセス契約者は、認証する端末番号又は電話番号を当社に届け出ていただきます。</p> <p>(エ) 本サービスに係る旧リモートアクセス契約者 (旧タイプVIに係る者に限ります。)) が使用する利用契約回線と接続する電気通信回線は、IPVPNサービスに係るものに限ります。</p> <p>(オ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
イ 旧 バック アップ サービス	<p>本サービスの利用の請求をした旧リモートアクセス契約者に係る利用契約回線 (特定アクセスポイントを介して、その利用契約回線と接続する当社の電気通信サービスに係る電気通信設備を含みます。)) に障害が生じ、全く利用できない状態が生じた場合に、その旧リモートアクセス契約者からの請求により、当社があらかじめ設置した予備の利用契約回線を使用してその旧リモートアクセスサービスを利用することができるようにするもの</p> <p>(ア) 旧タイプIに係るもの (定額利用料)</p> <p>(イ) 旧タイプVIに係るもの (定額利用料)</p>	<p>1 利用契約回線ごとに月額</p> <p>1 利用契約回線ごとに月額</p>	<p>旧リモートアクセスサービスに係る旧タイプIの基本額と同額</p> <p>旧リモートアクセスサービスに係る旧タイプVIの基本額と同額</p>

備考	<p>(ア) 本サービスは、旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅠ（当社が別に定めるものに限ります。）又は旧タイプⅥに係る者に限ります。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、本サービスの料金額を適用するにあたって、旧リモートアクセスサービスと同一の品目を定めます。</p> <p>(ウ) 本サービスにおいて、予備の利用契約回線の品目に係る符号伝送速度が利用契約回線（予備のものを除きます。）の品目に係る符号伝送速度の2分の1未満となるものについては提供しません。</p> <p>(エ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
ウ 旧利用制限オプションサービス	<p>a u 約款に規定する当社が別に定める接続先に限り接続する取扱い（E Z w e b機能のものに限ります。以下このウ欄において「E Z w e b利用制限等」といいます。）の適用を受ける a u 回線から本サービスの利用の請求をした旧リモートアクセス契約者に係る利用契約回線へ、当社が別に定めるところに従って、通信を行うことができるようにするもの</p>
備考	<p>(ア) 当社は、旧端末番号認証接続サービス（カスタマーコントロールの提供を受けているものを除きます。）を利用している旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅠに係る者に限ります。）が、その旧端末番号認証接続サービスにおいて、自己又は自己と相互に業務上緊密な関係を有することについて、当社が別に定める基準に適合する者の名義の a u 契約に係る端末番号のみを当社に届け出た場合であって、かつその届け出た端末番号に係る a u 回線の全てにおいて、E Z w e b 利用制限等を利用している場合に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

(3) 工事費

ア 旧リモートアクセスサービス（旧付加機能に係るものを除きます。）に係るもの  
(ア) 適用

旧リモートアクセスサービス（旧付加機能に係るものを除きます。）に係る工事費の適用については、第29条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、利用契約回線ごとに適用します。
(2) 旧リモートアクセスサービスの品目等の変更、利用契約回線の移転の場合の工	旧リモートアクセスサービスの品目等の変更の場合の工事費は、変更後の品目等に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について、それぞれ適用します。

事費の適用	
(3) 接続先ドメイン名関連工事費の適用	接続先ドメイン名関連工事費は、接続先URL若しくは接続先ドメイン名の設定又は接続先URLの数、接続先ドメイン名の数若しくはそれらの設定の変更等に関する工事について、適用します。
(4) WiMAX GW関連工事費の適用	WiMAX GW関連工事は、利用契約回線がWiMAX回線と通信を行うために必要な情報の設定又はその設定の変更等に関する工事について、適用します。

(イ) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 利用契約回線の設置、旧リモートアクセスサービスの品目等の変更、利用契約回線の移転、旧リモートアクセスサービスの利用の一時中断若しくはその再開、取扱所交換設備の設定、変更等、IPアドレス(WiMAX回線との通信に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)、若しくはIPアドレスの数の設定、変更等、接続先URL若しくは接続先URLの数の設定、変更等又は接続先ドメイン名(WiMAX回線との通信に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。)若しくは接続先ドメイン名の数の設定、変更等に関する工事費		
ア 旧タイプIに係るもの	1 利用契約回線ごとに	14,000円
イ 旧タイプVIに係るもの	1 利用契約回線ごとに	5,000円
(2) 接続先ドメイン名関連工事費(WiMAX回線との通信に係るものに限ります。)	1 利用契約回線ごとに	10,000円
(3) WiMAX GW関連工事費	1 利用契約回線ごとに	10,000円

イ 旧リモートアクセスサービス(旧付加機能に係るものに限ります。)に係るもの  
(ア) 適用

旧リモートアクセスサービス(旧付加機能に係るものに限ります。)に係る工事費の適用については、第29条(工事費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用	
(1) 工事費の適用	工事費は、付加機能の利用の開始、利用内容の変更ごとに適用します。

(2) 工事費の適用除外	<p>ア 旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅥに係る者に限りま</p> <p>す。）は、旧カスタマコントロールの提供に係る請求をし、その提供を受けているときは、（イ）（工事費の額）の規定にかかわらず、旧端末番号認証接続サービスの工事費（1の電話番号ごとに支払いを要するもの）に限りま</p> <p>す。）の支払いを要しません。</p> <p>イ 利用契約回線の設置と同時に旧端末番号認証接続サービスの工事（利用契約回線に係るもの）に限りま</p> <p>す。）を施工する場合は、旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅥに係る者に限りま</p> <p>す。）は、旧端末番号認証接続サービスの工事費（1利用契約回線ごとに支払いを要するもの）に限りま</p> <p>す。）の支払いを要しません。</p>
--------------	--

(イ) 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額 (税抜価格)
(1) 旧端末番号認証接続サービス（旧タイプⅠ（旧利用制限オプションサービスの利用に係るもの）に限りま	1の端末番号ごとに	100円
(2) 旧バックアップサービス	1利用契約回線ごとに	旧リモートアクセスサービス（旧タイプⅥのもの）に係る工事費と同額
(3) 旧端末番号認証接続サービス（旧タイプⅥに係るもの）に限りま	1利用契約回線ごとに	5,000円
	1の電話番号ごとに	100円

ウ 旧付帯サービスに係るもの

旧付帯サービスに係る工事費については、支払いを要しません。

(4) 旧付帯サービスに関する料金等

ア 旧代行サービスに係るもの

(ア) 適用

① 当社は、旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅠに係る者に限りま

す。）から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その旧リモートアクセス契約者に代わって社団法人日本ネットワークイン

フォメーションセンター（以下この附則において「JPNIC」といいます。）又はJ

PRS等にIPアドレスの割当て若しくは返却又はドメイン名の割当て、変更、移転

若しくは廃止の申請手続き等を行います。

② ①の場合において、旧リモートアクセス契約者は、当社が別に定めるところ

により、（イ）に規定する手数料を支払っていただきます。

③ 旧リモートアクセス契約者は、ドメイン名（当社が別に定めるもの）に限りま

す。）を利用している場合は、当社が別に定めるところにより、（イ）に規定する手

数料を支払っていただきます。

④ 当社は、ドメイン名維持管理料については、日割は行いません。

(イ) 料金額

① 申請手数料

I JPNICが割り当てるIPアドレスに係るもの

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
IPアドレスの割当てに係るもの		
(I) IPアドレスの数が255個までのもの	1の申請ごと に	6,000円
(II) IPアドレスの数が255個を超えるもの	1の申請ごと に	10,000円

備考

IPアドレスについて割当てと同時に返却を行う場合であって、その割り当てるIPアドレスの数が返却するIPアドレスの数を超えないときは、IPアドレスの割当てに係る申請手数料は、上表に規定する額にかかわらず、1の申請ごとに1,000円(税抜価格)とします。

II JPRSが割り当てるドメイン名に係るもの

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
ドメイン名の割当てに係るもの	1ドメイン名 ごとに	6,000円
ドメイン名の変更又は移転に係るもの	1ドメイン名 ごとに	30,000円
指定事業者(JPRSが定める指定事業者をいい ます。)の変更に係るもの	1ドメイン名 ごとに	3,000円

② ドメイン名維持管理料

区 分	単 位	手数料の額 (税抜価格)
ドメイン名維持管理料	1ドメイン名 ごとに年額	3,600円

ア 旧カスタマコントロールに係るもの

(ア) 旧カスタマコントロールの提供

① 当社は、旧リモートアクセス契約者(旧タイプI(当社が別に定めるものに限ります。))に係る者を除きます。以下このイにおいて同じとします。)から請求があったときは、別記9の規定に準じて、旧カスタマコントロールを提供します。

② 旧リモートアクセス契約者は、①の請求をし、その旧カスタマコントロールの提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、(イ)に規定する旧カスタマコントロールに係る料金を支払っていただきます。

③ 旧カスタマコントロールに関する細目は当社が別に定めるところによります。

。

(イ) 旧カスタマコントロールに係る料金等

① 適用

旧カスタマコントロールに係る料金の適用については、(ア)の規定のとおり

りとします。

② 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
旧カスタマコントロール	ドメイン名（当社が旧リモートアクセス契約者にあらかじめ割り当てたドメイン名をいいます。以下この附則において同じとします。）ごとに月額	5,000円
備考		
1 旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅥに係る者に限ります。）は、準用する別記9の規定にかかわらず、旧カスタマコントロールに係る料金の支払いを要しません。		
2 旧リモートアクセス契約者（旧タイプⅠに係る者に限ります。）は、準用する別記9の規定にかかわらず、旧カスタマコントロールに係る料金（旧利用制限オプションサービスに係るものに限ります。）の支払いを要しません。		
3 ドメイン名の割当てについては、当社が別に定めるところによります。		

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。





